

## 総務文教委員会記録

○開催日時

平成29年9月22日 午前9時58分～午後2時20分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 帯田 裕 達  
副委員長 坂口 健 太  
委 員 上野 一 誠  
委 員 永山 伸 一

委 員 徳永 武 次  
委 員 橋口 芳  
委 員 松澤 力

○説明のための出席者

監 査 委 員 矢野 信 之

総 務 部 長 田代 健 一  
総 務 課 長 平原 一 洋  
秘 書 室 長 鬼塚 雅 之  
文 書 法 制 室 長 川 畑 央  
財産活用推進課長 橋口 堅

消 防 局 長 新盛 和 久  
次長兼警防課長 福山 忠 雄  
消 防 総 務 課 長 鶴屋 豊 文

教 育 部 長 宮里 敏 郎

教 育 総 務 課 長 小原 雅 彦  
教育施設グループ長 稲 森 直  
学校施設整備室長 上 口 憲 一  
学 校 教 育 課 長 熊野 賢 一  
専 門 職 山口 隆 雄  
指導グループ長 岩 脇 勝 広  
保健体育グループ長 西村 喜 一  
社 会 教 育 課 長 十 島 輝 久  
課 長 代 理 古 川 誠  
文 化 課 長 永里 博 己  
文化財グループ長 上 川 雄 之  
少年自然の家所長 峯 満 彦  
中 央 図 書 館 長 本 野 啓 三

○事務局職員

議 事 調 査 課 長 砂 岳 隆 一

主幹兼議事グループ長 久 米 道 秋

○審査事件等

| 審 査 事 件 等                                | 所 管 課         |
|------------------------------------------|---------------|
| 議案第117号 決算の認定について(平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算) | 消 防 総 務 課     |
|                                          | 社 会 教 育 課     |
|                                          | ( 中 央 公 民 館 ) |
|                                          | 中 央 図 書 館     |
|                                          | 少 年 自 然 の 家   |
|                                          | 教 育 総 務 課     |
|                                          | 学 校 施 設 整 備 室 |
|                                          | 学 校 教 育 課     |
|                                          | 文 化 課         |
|                                          | 総 務 課         |
|                                          | 秘 書 室         |
|                                          | 文 書 法 制 室     |
|                                          | 財 産 活 用 推 進 課 |

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会は、本日から2日間にわたり審査を行います。お手元に配付の審査日程により審査を進めることとし、本日の審査はおおむね財産活用推進課まで進めたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日から審査に当たって、留意事項を申し上げます。

まず、審査は決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は決算に関連したものとなるよう御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に部長等から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

---

△議案第117号 決算の認定について  
（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第117号決算の認定について（平成28年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

---

△消防総務課の審査

○委員長（帯田裕達）まず、消防総務課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、局長の説明を求めます。

○消防局長（新盛和久）私からは、消防局全体の主要施策の成果について、概要等を御説明申し上げますので、決算附属書の153ページをお開きください。

初めに、予算の執行状況でございますが、平成28年度の消防局所管の予算現額は16億2,444万5,000円で、決算額は16億

1,660万9,522円で、執行率は99.51%でございます。

主要施策のうち、1の常備消防体制の強化につきましては、火災予防、消防及び救急救助体制の充実強化を図るため、車両等の資機材の更新整備を行うほか、職員の資質向上のための各種研修への派遣や防災研修センターの利用促進により、防災意識の啓発を図ったところでございます。重要施策として、ぼつ印で3項目を実施しております。

次に、中ほどの右側の小さな表になりますが、火災・救急・救助発生件数であります。

火災は45件で前年より9件の増加、救急は4,351件で178件の増加、救助件数は44件で7件の減少でございました。なお、救急件数は過去最高の件数でございます。

次の表の消防職員の派遣研修人数でございますが、消防大学校の危険物科及び消防団活性化推進コースに派遣し、また、消防学校には初任科など、各専門教育に24名を派遣いたしました。その他研修では救急救命士の養成に1名、指導救命士養成研修、予防実務研修等に35名を派遣し、職員の資質向上を図ったところでございます。

その下の表でございますが、防災研修センター来館者でございます。

平成28年度は6,030人の方が来館され、3月末までの累計は1万9,358人でございます。平成28年度は平成27年度に比べまして1,178人減少しており、来館者をふやすことが大きな課題というふうに認識をしております。平成28年度は新規事業といたしまして、親子クリスマス防災教室等を実施いたしました。今後も防災研修センターの来館者をふやす方を講じていきたいというふうに考えております。

2の非常備消防体制の強化でございますが、消防団の災害現場等における安全管理体制の強化や活動環境の改善に向けた各施設、資機材の更新整備を行うほか、団員の資質向上のための各種研修への派遣や地域住民と一体となった防災環境づくりを目指しました。主な事業はぼつ印で8項目記載しておりますのでごらんください。

また、右下の小さな表でございますが、消防団員の派遣研修につきましては、消防大学校の団長科に1名派遣し、県消防学校には15名派遣しております。また、本市独自の研修といたしまして、消防団員研修等実施しております。

私からは以上でございますが、この後、消防総務課長から資料に基づき説明させますので、よろしくをお願いします。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）平成28年度薩摩川内市各会計歳入歳出決算書を御準備ください。

まず、歳出について、御説明申し上げます。

173ページをお開きください。

下段になりますが、9款1項消防費、1目常備消防費は、支出済み額が12億9,528万4,090円でございます。右側備考欄になりますが、常備消防一般管理費の事項は主に職員151人分の給与費等のほか、消防局全般にわたる事務管理及び庁舎等の維持管理に要する経費などでございます。

続いて、常備消防車両管理費の事項では、常備消防車両55台の主に車検整備30台及び法定点検63件、大型高所放水車オーバーホール1件の修繕料、特殊車両2台分の保守点検整備業務委託等でございます。

なお、不用額について申し上げます。

173ページになりますが、3節職員手当等の152万9,332円で、主に災害出動等に伴う時間外手当等の執行残でございます。

続きまして、175ページをお開きください。

2目非常備消防費は、支出済み額は1億9,185万8,405円でございます。右側備考欄になりますが、非常備消防一般管理費の事項で、主に消防団員1,264人分の団員報酬、費用弁償等のほか、19節負担金補助金及び交付金で、消防団員の退職報償金掛金負担金などでございます。

また、備考欄の中ほどの賠償金についてですが、消防団員が出初め式当日、公用車で市中パレードの参集場所を通り過ぎ、平佐町の隣接する駐車場でUターンした際に、浄化槽に乗り上げ、浄化槽のふた等を破壊したことによる賠償金の支払いでございます。これについては、市有物件から全額補填をされております。

続きまして、非常備消防車両管理費の事項では、主に消防団関係の車両96台にかかわる燃料費及び車検46台、法定点検44件など、修繕料並びに自動車損害保険料などでございます。

なお、不用額について申し上げます。

175ページになりますが、9節旅費350万

3,980円で、主に災害出動増に伴う消防団員の費用弁償の執行残でございます。

続いて、3目常備消防施設費では、支出済み額は3,227万4,151円でございます。右側備考欄になりますが、常備消防車両等購入費の事項では、合併特例事業債を活用し、中央消防署に配備の災害対応特殊救急自動車の更新整備や上甌分駐所連絡車の合計車両2台について更新整備したものでございます。

続いて、4目非常備消防施設費では、支出済み額は9,719万2,876円でございます。右側備考欄になりますが、非常備消防施設への事項では、主なものは里分団車庫詰所の新築工事に伴う設計業務委託料や耐震性貯水槽2基の新設工事などでございます。

なお、里分団車庫詰所については、本年度特定離島ふるさとおこし推進事業を活用して、建築工事を進めているところでございます。

続きまして、非常備消防車両等購入費の事項では、石油貯蔵施設立地対策等交付金、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金等を活用し、消防団車両の消防ポンプ車1台、小型動力ポンプ普通積載車4台、小型動力ポンプミニ積載車4台及び小型動力ポンプ8台を更新整備したところでございます。

なお、以上説明しました歳出執行に当たり、50万円以上の予算流用で対応しました状況について説明をいたしますので、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

消防局所管分は7ページでございます。

7ページの65番から67番までの3件でございます。

65番は、南部分署及び西部消防署の事務室空調機が故障したことにより、常備消防一般管理費の9節旅費から同事項11節需用費修繕料に70万円予算流用し、予算執行したものです。

次に、66番は救助工作車積載のマット型エアジャッキが破損したことにより早急に購入する必要があるため、常備消防車両管理費の11節需用費燃料費から同事項18節備品購入費に77万6,000円予算流用し、予算を執行したものでございます。

続いて、67番は、川内第一ライオンズクラブから寄贈を受けた車両を女性分団の緊急車両として艤装する必要があるため、非常備消防車両管理

費の11節需用費燃料費から同事項13節委託料に70万円予算流用し、予算執行したものでございます。

以上が50万円以上の節間流用の状況でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、決算書の25ページをお開きください。よろしいでしょうか。

14款使用料及び手数料、1項使用料、8目1節消防使用料では、消防局所管分は27ページの上段部分になります。右側備考欄になりますが、行政財産使用料で調定額及び収入済み額は6万1,270円でございます。内容としましては、各消防施設の敷地にあります九電柱及びNTT柱による使用料でございます。平成27年度と比較して5,300円の増でございます。

続きまして、29ページをお開きください。

2項手数料、8目1節消防手数料でございますが、右側備考欄の下段になりますが、屋外タンク貯蔵所などの危険物施設関係の設置及び変更許可申請等に伴う手数料等で、調定額及び収入済み額は138万1,760円でございます。平成27年度と比較して、危険物手数料が27件減になり、153万1,190円の減となっております。

続きまして、37ページでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目1節消防費補助金は調定額及び収入済み額は14万円でございます。これは右側備考欄になりますが、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金で、内容は、大小路車庫詰所の建物の耐震診断にかかわる国土交通省の補助金でございます。補助率は補助基準額の3分の1でございます。

続きまして、47ページになります。

16款県支出金、2項県補助金、7目1節消防費補助金は、右側備考欄になりますが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金で、調定額及び収入済み額は合計2,753万8,000円でございます。内容としましては、特定離島ふるさとおこし推進事業では、甌地域に配備しております小型動力ポンプ普通積載車1台、小型動力ポンプミニ積載車3台、小型動力ポンプ3台を購入したものです。補助額は1,769万4,000円で補助率は事業費の10分の8でございます。

続いて、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業で

は、小型動力ポンプ普通積載車3台、小型動力ポンプミニ積載車1台、小型動力ポンプ5台を購入したもので、交付金は984万4,000円でございます。これは定額交付金となっております。

51ページをお開きください。

3項県委託金、8目1節消防費委託金は、右側備考欄になりますが、権限移譲事務委託金で、花火打ち上げに伴う煙火消費許可申請の火薬類取締法に関する事務に対する委託金で、平成28年度中の煙火消費許可申請、花火打ち上げ関係になりますが、15件にかかわる事務委託金で、調定額及び収入済み額は16万8,000円でございます。平成27年度は15件で16万7,000円でした。1,000円の増額となっております。

同じく51ページになりますが、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入で、消防局所管分は53ページ右側備考欄、中段の少し下になります。貸家料として自動販売機設置5カ所分166万8,298円でございます。

続きまして、55ページになります。

2項財産売払収入、2目1節物品売払収入で、消防局所管分は57ページの右側備考欄になりますが、小型動力ポンプ1台のほか、部品等売却収入で2万452円でございます。

続きまして、63ページでございます。

21款諸収入、5項4目1節雑入で、消防所管分は、73ページの右側備考欄中段部分になります。消防救急無線デジタル化財政支援市町村交付金から消防施設移転補償金までの10項目で、調定額及び収入済み額は1億3,013万6,410円でございます。主なものは、消防救急無線デジタル化財政支援市町村交付金、熊本地震での緊急消防援助隊出動に伴う消防広域応援交付金、甌地域の待機宿舍7世帯分の実費徴収金、宮里町防火水槽移転に伴う消防施設移転補償金等でございます。

次に、財産に関する調書になります。373ページをお開きください。

1、公有財産、(1)土地及び建物の行政財産区分の上から3行目、消防施設がございますが、土地について申し上げます。

増の部は南部分署裏の水道倉庫を消防局南部資機材倉庫に、また、防火水槽1基の所管がえに伴う増でございます。また、減はございません。

続いて、建物について申し上げます。

木造の減につきましては1.34平米、固定資産台帳との差異の修正によるものでございます。また、非木造の増につきましては、川内中央北分団大小路部車庫詰所1階部分、それと、消防局南部資機材倉庫の所管がえに伴う増でございます。また、非木造の減については、下甌南分団片野浦部車庫詰所の所管がえに伴う減でございます。

2番目の普通財産については、普通財産区分の上から2行目、建物の増でございますが、非木造で川内中央北分団大小路部車庫詰所の2階部分の所管がえに伴う増でございます。

続きまして、378ページをお開きください。

2の重要物品現在高調べについて御説明申し上げます。

左側の区分、上から4行目の防災緊急用具類8増及び3減は消防局所管分で小型動力ポンプでございます。

続いて、7行目の車両類、31増のうち消防所管分は新規購入車両11台、寄贈車両1台の合計12台でございます。また、22台減のうち消防所管分は車両1台です。

続いて、右側区分の5行目、衛生医療機器類7増のうち消防局所管分は1機器で、中央消防署の災害対応特殊救急自動車に積載した高度救命処置資機材一式でございます。

重要物品の増減は以上でございます。

以上で、決算書及び決算審査資料等の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口 芳）常備消防の資料なんですけど、常備消防は119番通報があってから出動する、その出動したとき手当がつくんですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）ただいまの出動手当についてですが、119番通報を受けて、車両が出たことにより手当がつくようになっております。

○委員（橋口 芳）この前伺ったとき、消防団員の方は現場に行って、活動して初めて手当がつくというようになっていたんですが、それはやっぱり消防団員の方も一緒に考えるべきじゃないかと思うんですけど、実際仕事をされておって、仕事をやめて現場に出動されるわけですから、だか

ら、出動されたら手当を出すというのが常備消防と一緒にしていったほうがいいんじゃないかというふうに考えるんですが、どうでしょうか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）橋口委員のほうからこの前も消防団の関係の費用弁償について御質疑がありました。今、消防総務課長が申し上げました、常備と非常備と違うのではないかという御意見でございますけれども、消防団の費用弁償について、支給については、協議の中で火災等の出動の場合は、現場において活動がなかった場合は支給しないということで協議をしております。今、申し上げましたように、常備と非常備は差があるかということはどう考えるかということでございますけれども、今後また検討させていただきたいと考えております。

○委員（橋口 芳）よろしくをお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

○委員（徳永武次）先ほど局長も言われましたけど、若干防災センターの来館者数が減っている。これは非常にいろんな災害が今起こっているんですけど、どうなんですか。今の防災センターへ2回、3回来られる来館者というのは恐らく少ないと思うんです。新規はなかなかすぐというのも今難しい状態じゃなかろうかと思うんです。だから、やっぱり魅力ある防災の研修が受けられるような、何かそういうことは考えていらっしゃるんですか。

○消防局長（新盛和久）防災センターの来館者についてのお尋ねでございますが、この問題はほかの防災センターを持っている消防本部も同じような悩みを抱えておりまして、最初はできた当初は珍しいので皆さん来られるんですが、だんだん少なくなるというのはどの施設も一緒なんだろうというふうに思います。したがって、来館者をふやすというのは非常に重要な課題であるということから、例えば、広島水害の写真展とか、御嶽山の写真展とか、あるいは、針原の写真展とか、あるいは、先ほど説明しました、クリスマス親子防災教室とか、こっちは小学生の消火選手権をやったりとか、そういう目新しいソフト面をふやすことによって来館者を呼ぼうというふうに考えておりまして、それは予防課も今一生懸命それを考えているところであります。また、今後も委員おっしゃったようにすばらしい施設でありますので、しっかりとPRして、そして、使うことによって

災害に強い市民を育んでいくわけでありますので、これについては更に力を入れていきたいというふうに考えております。

**○委員（徳永武次）**我々もあちこちの防災センターを見学したりとかやっているんですけど、今局長も言われたとおり、非常に目新しいものがないと来館者数というのは減るのは当然だと思うんですけど、これは今災害の種類というのも非常に変わってきていますので、そこらあたりをしっかりと市民にどう訴えていくかということがやっぱり必要だと思いますので、常にまた目新しいもので来館者をふやすような方向で持っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○委員（上野一誠）**私は質問でないので、意見、要望で受けとめてください。

職員採用も6名今回とられて、これから特に高齢者社会を迎えて、消防という一つの業務に対するいろんなことがこれから更に高度化していったり、それなりに設備とかいろんなものを含めないかんし、まだ隊員の皆さんの意識、資質の向上というか、意識改革というのは非常に大事だというふうに思っています。今回、常備消防、あるいは、非常備消防、それなりの研修制度を使って、それなりにやっていたらしゃるので、今後もこういう研修制度を通してより職員のそういう機能が高まっていけるように今後も努力をしていただきたいということを、意見、要望として申し上げておきたいと思います。

**○消防局長（新盛和久）**今、上野委員のほうからございました。組織というのは御案内のとおり、これは人材が全てであるというふうに認識をしております。したがって、これからはしっかりと人材教育をしていきたいなというふうに思っている中で、今年度からは横浜消防局への派遣も認めていただいたりしまして、一番最先端のいろんな行政を職員が研修してまいります。また、来年帰ってくるわけでありますけれども、そういった職員をもっともっとふやしていったら、市民の負託に応えられるような消防でありたいというふうに考えております。

**○委員（徳永武次）**1点だけ教えてください。

33分団に市の補助金が出ておりますよね。内訳も見ているんですけど、これは団員一人当たりで補助金の金額が決まるんですか。

**○次長兼警防課長（福山忠雄）**分団運営補助金

の御質問でございますけれども、補助金額は均等割と団員割というのがございます。均等割は一律15万円、それにプラス4月の在籍した団員数が1人1,000円で計算しております。

**○委員長（帯田裕達）**よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）**質疑は尽きたと認めます。以上で、消防総務課の審査を終わります。

#### △社会教育課の審査

**○委員長（帯田裕達）**次は、社会教育課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○教育部長（宮里敏郎）**それでは、社会教育課並びに中央公民館の決算の概要について、御説明いたします。

決算附属書の162ページをお開きください。

まず、社会教育課の決算額が1億6,479万4,208円で行いました。

主要施策の成果ですが、社会教育の充実におきましては、社会教育委員の会議の開催、社会教育功労者の表彰など、社会教育の推進に努め、各種教育活動の充実におきましては、成人教育事業としてPTA等の社会教育団体に対し補助金を支出し、団体の育成を図り、また、指導者の研修会を開催し、人材の育成に努めたほか、家庭教育事業といたしましては、幼稚園、小中学校において、延べ603回の家庭教育学級を開催し、講演会や研修会を行い、親自身の学ぶ機会の充実に努めたほか、子育てサポーターの養成、あるいは、子育てサロン等の開催をしたところでございます。

次に、163ページになります。

青少年の健全育成におきましては、青少年育成事業といたしまして、青少年フレッシュ体験事業を実施し、北海道ニセコ町へ交流団を派遣したほか、青少年育成市民会議におきましては、次世代を担う青少年の健全育成に努め、また、さつませんだい学校応援団のコーディネーター研修会等を実施したところでございます。また、新成人706人が参加した成人式の開催や少年愛護センターでの青少年の電話相談、街頭補導などを行いました。

次に、中央公民館の決算概要について、説明い

たします。

附属書のほうが166ページになります。

中央公民館の決算額が1億5,201万3,519円でございます。

主要施策の成果ですけれども、中央公民館の管理並びに地域公民館の管理におきましては、中央公民館、各地域公民館の適正な施設の管理に努め、下段の表に記載のとおり、各公民館での自主講座開催状況のとおり、市民に学習機会を提供し、また、まなびねっとセンターではパソコン操作に関するさまざまな相談や学習等を行ったところでございます。

また、地域公民館施設設備整備といたしまして、下甌公民館及び副田東集会所の解体工事を実施いたしました。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○社会教育課長（十島輝久）議案第117号一般会計歳入歳出決算について、説明をいたします。

まず、歳出について説明をいたします。

決算書の191ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の支出済み額は1億6,479万4,208円です。

備考欄で説明をいたします。

支出の主なものは、社会教育管理費では社会教育指導員など13人、社会教育委員16人の報酬及び職員16人分の給与費等でございます。

次に、社会教育振興費ではPTA連合会運営補助金ほか1件でございます。

次に、青少年対策費では青少年教育指導員4人及び少年愛護委員の93人の報酬、次ページになりますが、先ほど部長のほうからありました、ニセコ町との交流に伴います青少年フレッシュ体験事業業務委託料、青少年育成市民会議運営補助金などが主なものでございます。

次に、197ページをお開きください。

3目公民館費でございます。

支出済み額は1億5,201万3,519円で、備考欄で説明いたします。

支出の主なものは、中央公民館費では職員3人分の給与費、中央公民館・中央図書館清掃業務委託料、中央公民館・中央図書館内装等改修工事などが主なものでございます。

地域公民館費では、行政事務嘱託員など6人の報酬及び樋脇・東郷公民館管理清掃業務委託料ほか、地域公民館の維持管理に必要な30件の委託料などが主なものでございます。

次に、地域公民館施設設備整備費は下甌公民館解体工事ほか1件で、下甌公民館の解体工事につきましては、平成27年度に係関係機関との調整に期間を要し工事完了に至らなかったため、平成28年度に繰り越したものでございます。

同目の不用額について御説明いたします。

13節委託料56万6,138円でございますが、中央公民館、各地域公民館の維持管理業務委託料などの執行残の積み上げによるものでございます。

続きまして、歳入について主なものを説明させていただきます。

23ページをお開きください。

なお、社会教育課におきましては、収入未済等はございません。

それでは、14款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、4節社会教育使用料でございます。社会教育課分につきましては、中央公民館使用料及び地域公民館の使用料などが主なものでございます。

次に、47ページです。

16款県支出金、2項県補助金、8目教育費補助金、4節社会教育費補助金、社会教育課分は、かごしま地域塾推進事業補助金で平佐東と陽成地区の2地区で実施の放課後こども教室事業に伴います県補助金で、補助率は3分の2でございます。

次に、53ページをお開きください。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、社会教育課分は備考欄の下段のほうになりますが、中央公民館の自動販売機設置に係る貸地料でございます。

次に、75ページになります。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入につきましては、備考欄の中ほどになりますが、市民大学講座受講料、電気水道料、実費収入金などが主なものでございます。

次に、財産に関する調書について説明をいたします。

373ページをお開きください。

公有財産の土地建物の表中、普通財産の建物、下から7行目になりますが、木造の欄で、社会教育課分として、副田東集会所の137.68平方

メートルと、非木造の欄で下甌公民館の633平方メートルが解体に伴い減となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口 芳）自動販売機の台数は全部でどのくらいあるんでしょうか。

○課長代理（古川 誠）館敷地内に全部で3台ございます。

○委員（橋口 芳）3台ですか。

○課長代理（古川 誠）中央公民館に3台、あと、地域公民館に4台ございまして、全部で計7台でございます。

○委員（橋口 芳）わかりました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

---

#### △中央図書館の審査

○委員長（帯田裕達）次は、中央図書館の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）それでは、図書館の決算の概要等について、御説明いたします。

附属書の168ページをお開きください。

決算額が7,598万9,794円でございます。

主要施策の成果でございますが、図書館の管理・運営に関することでは、市民に親しまれ、市民生活に役立つ図書館づくりを目指して、利用者目線に立った図書資料の整備、充実及び市民生活の課題に対応した館内展示に努め、お話し会事業等の読書推進活動に積極的に取り組みました。

このほか、移動図書館車による巡回サービス、各地域分館との連携、インターネットの活用等により、市内全域で図書館サービスの提供に努めたところでございます。

視聴覚ライブラリーの管理運営に関することでは、視聴覚教育の振興のため、所有する機材、教材の適正な維持管理や貸し出し、おでかけ図書館等の開催等による利用促進等を図るとともに、デジタルビデオ編集講座のほか、各種講座等を開催し、視聴覚教育の知識、普及に努めました。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三）まず、歳出から説明いたします。

決算書の197ページをお開きください。

10款5項4目図書館費は、支出済み額7,288万5,027円であります。

備考欄をごらんください。

事項、図書館管理費は、図書館職員の人件費及び図書館の管理運営に係る経費で、主な支出の内容は、図書館協議会委員及び嘱託員の報酬、職員給与費、図書の貸し出し等の運用に係るシステムや図書館建屋の維持管理経費、一般図書、児童図書の購入費などであります。

なお、図書館費では、120万円を6目少年自然の家費から流用しております。これは中央図書館の2階から3階の吹き抜け部の壁と床の接合部にクラックが入り、崩れ落ちる危険があることが見つかり、少年自然の家の改修工事の執行残を急遽目間流用し、修繕いたしましたものでございます。

次の5目視聴覚ライブラリー費は、支出済み額310万4,767円であります。

備考欄をごらんください。

事項、視聴覚ライブラリー費は、ライブラリーの管理運営に係る経費で、主な支出の内容は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員及び嘱託員の報酬、視聴覚機材、教材の購入費、県視聴覚教育連盟への負担金等であります。

次に、歳入について説明いたします。

決算書の57ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金、1節教育費寄附金のうち、中央図書館分は、当該備考欄の一番下、図書館費寄附金で1団体、1個人の方から寄附をいただいております、いずれも寄附者の御意向に沿った図書の購入に充てております。

次は、77ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入のうち、中央図書館分は当該備考欄の下から4行目、5行目に記載の郷土史等実費収入金、コピー代実費収入金であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（帯田裕達）次は、少年自然の家の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（宮里敏郎）少年自然の家の決算概要等を説明いたします。

附属書の167ページをお開きください。

決算額が1億3,503万380円でございます。

主要施策の成果でございますけれども、少年自然の家運営及び施設の維持管理におきましては、利用者の安全性向上を図るため、庁舎警備、浄化槽管理などの業務委託を実施するとともに、屋外便所等屋根改修工事、真空遮断器ほか取りかえ修繕等を行ったところでございます。

少年自然の家事業におきましては、夏冬のアドベンチャー事業、てらやまんち森の学校、ファミリー自然体験隊などの主催事業を実施し、また、一般成人の生涯学習を支援する事業として、てらやまんちほっとサロンの実施や地域青少年健全育成指導者の指導力向上を目指した地域指導者養成講座等を実施したところでございます。平成28年度の利用団体数は409団体、研修延べ人員が4万1,068人となりました。

少年自然の家施設設備整備におきましては、研修棟本館の一部の空調設備改修工事を実施いたしました。

少年自然の家ではことし4月26日に延べ利用者数が100万人を達成し、7月には開所30周年を迎えたところでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）まず、歳出について御説明申し上げます。

決算書の199ページをお願いします。

10款5項6目少年自然の家費について御説明いたします。

支出済み額は1億3,503万380円でございます。

次に、各事項の内容につきまして、200ペー

ジの備考欄に従い御説明申し上げます。

まず、少年自然の家管理費ですが、少年自然の家指導員報酬7名分、施設管理補助員報酬1名分、宿直警備員報酬2名分、運営協議会委員報酬10名の2回分でございます。

次に、職員給与費、社会保険料は、職員8名分、労災保険料は嘱託員8名分及び栄養士の方でございます。

委託料につきましては、管理費といたしまして、少年自然の家庁舎清掃業務委託ほか12件でございます。

備品購入は公用車軽トラック1台ほか3件でございます。

負担金は九州地区青少年教育施設協議会会費ほか1件でございます。

管理費は以上でございます。

次に、少年自然の家事業費について御説明申し上げます。

決算書の201ページをごらんください。

夏のアドベンチャーに係る物資運搬用トラック借り上げほか5件でございます。

次に、少年自然の家施設設備整備費について御説明申し上げます。

引き続き、決算書の201ページをごらんください。

委託料につきまして、研修棟空調設備改修工事設計業務委託1件でございます。

工事請負費といたしまして、電源立地地域対策交付金事業、研修棟空調設備改修工事が1件でございます。

なお、以上説明いたしました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について御説明申し上げます。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

議会資料の8ページでございます。

本所における節間流用は、76番の1件でございます。キャンプ場の便所等屋根改修工事におきましては、以前から老朽化による雨漏り等のふぐあいがあり、本年度管理費の需用費として当初予算に計上しておりましたが、施設利用に際して急を要する状況となったため、事項、少年自然の家施設設備整備費の15節工事請負費から事項、少年自然の家管理費の11節需用費に105万3,000円予算流用し、予算執行したものでござ

います。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書23ページをお願いいたします。

14款1項7目4節社会教育使用料のうち、少年自然の家分につきましては、少年自然の家使用料と行政財産使用料でございます。

次に、51ページをお願いいたします。

17款1項1目1節土地建物貸付収入のうち、53ページの少年自然の家分につきましては、貸家料でございます。

最後に、77ページをお願いいたします。

21款5項4目1節雑入のうち、少年自然の家分につきましては、空調設備改修工事仮設事務所水道料実費収入金、アドベンチャー等参加実費徴収金と電気料実費収入金、コピー代実費収入金でございます。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

---

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

**○学校施設整備室長（上口憲一）** 学校施設整備室でございます。

9月8日開催の総務文教委員会で、東郷学園義務教育学校の審査をいただいた際、徳永委員の質問に対し、一部質問内容を聞き違いし回答したもののについて、本日改めて説明させていただきます。

委員から洋式トイレの設置に伴い、温水便座の設置はどうかという質問に対し、浄化槽を用いた本水洗と回答いたしました。正しくは温水の便座設置につきましては、現設計で身障者用トイレ及び特別支援学級の3カ所に設置予定であります。なお、児童生徒や職員などが通常使用するトイレにつきましては、東郷地域の小中学校の意見やほかの学校の設置状況を見ながら検討を行う予定としております。

**○委員長（帯田裕達）** それでは、前回の委員会における答弁については、ただいまの説明のとおりであります。

それでは、教育総務課、学校施設整備室及び学

校教育課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○教育部長（宮里敏郎）** それでは、まず教育総務課における決算概要等について、説明いたします。

附属書のほうが155ページになります。

教育総務課の決算額が18億4,391万3,572円でございます。

主要施策の成果ですけれども、教育委員会の開催等におきましては、定例会12回と臨時会1回の計13回を実施するとともに、市長が主催する総合教育会議を1回開催いたしました。

施設等の計画的維持管理におきましては、教職員住宅185戸の管理を行うとともに、老朽化した教職員住宅5棟の解体工事を実施いたしました。

社会の変化に対応した教育の推進におきましては、教育用パソコン等整備事業として、中学校のパソコン室に設置してある生徒用パソコン及び先生用パソコンの更新と教職員が使用する校務用パソコンの更新を行いました。

156ページになります。

奨学金制度におきましては、特別奨学資金を21名に支給したほか、2名に対し奨学資金の貸し付けを行いました。また、特別奨学資金を充実するため、基金への積み立ても行ったところでございます。

離島高校生修学支援事業におきましては、離島を離れて高校に進学した高校生53人の保護者へ経済的支援を実施しております。

157ページになります。

児童生徒の就学援助と遠距離通学費等助成につきましては、経済的な理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助を行ったほか、遠距離通学費及び修学旅行補助金の助成を行いました。

就園援助体制等の充実につきましては、幼稚園の統廃合に伴い、スクールバスの運行を継続して実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めたところでございます。また、平成28年度は小中学校の再編等に関する基本方針に基づき、東郷地域の山田、南瀬、鳥丸、藤川の4小学校を閉校し、東郷小学校に統合したところでございます。

次に、学校施設整備室の決算概要等の説明いたします。

附属書のほうが158ページになります。

学校施設整備室の決算額が6億6,131万2,144円でございます。

学校施設の維持管理におきましては、小学校で11件、中学校4件の維持管理に係る修繕工事を実施し、校舎等の計画的整備・充実におきましては、小中一貫校整備事業では、東郷地域の小中一貫校の校舎などの実施設計及び敷地の造成工事を実施いたしました。

屋内運動場建設事業におきましては、育英小学校屋内運動場の新增改築工事を実施するとともに、小学校諸施設整備事業におきましては、児童の安全性を確保するため、永利小学校北校舎外壁等改修工事など79件を、中学校諸施設整備事業では、生徒の安全性を確保するため、川内中央中学校視聴覚室空調設備改修工事など27件を、幼稚園諸施設整備事業では、祁答院幼稚園給食コンテナ受け台改修など7件を実施したところでございます。

次に、学校教育課の決算概要等を説明いたします。

附属書の159ページになります。

学校教育課の決算額が5億8,932万9,093円でございます。

主要施策の成果ですけれども、豊かな人間性を育む学習環境と義務教育の充実におきましては、小中一貫教育推進事業について、市内全14中学校区で小学校英語教育の充実やふるさと・コミュニケーション科の充実等に取り組んだところでございます。外国語指導助手7名を市内小中学校に派遣し、語学指導及び英語教育の改善、活性化を図りました。また、英語力向上プランといたしまして、市内中学生の英語技能検定試験の検定料を負担するとともに、英語サマーキャンプ等を実施し、薩摩川内元気塾事業におきましては、講演会等を合計110回開催したところでございます。

160ページになります。

教育相談体制の充実におきましては、児童生徒の心の悩み等や不登校対策に対応する相談体制の充実と機能強化を図るため、心の教育相談員やスクールソーシャルワーカーなど、高度な専門的知識と経験を有する相談員を配置いたしました。

161ページになります。

幼児教育の充実では、認可保育所のない氈地域、4公立幼稚園で子育て支援を図るため、預かり保育を実施しております。

児童生徒等の健康管理及び体育的活動の充実におきましては、健康診断等の実施による健康管理体制の充実と各種大会等を通じた児童生徒の体力向上を図ったほか、児童生徒の災害に係る日本スポーツ振興センター共済給付金の給付を行いました。

学校給食の管理及び充実におきましては、学校給食の充実では、学校給食センター5施設において、栄養豊かな安全・安心なおいしい学校給食を市内の幼稚園、小学校、中学校の園児、児童生徒約9,500人に対して提供するとともに、施設設備の整備におきましては、備品関係としてボイラー、衣類殺菌庫、牛乳保冷库等の整備をしたところでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）歳出について御説明申し上げます。

決算書の179ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費の決算額は276万6,827円であります。事項、教育委員会費は、備考欄、教育委員会費は、教育委員4人分の報酬と教育委員の研修会等出席に伴う旅費などが主なものであります。

次に、2目事務局費の決算額は6億4,360万3,534円であります。備考欄、事項、事務局管理費の主な支出は学校司書（補）業務嘱託員23人の報酬や職員の病休等による代替の行政事務嘱託員4人及び学校用務嘱託員報酬1人のほか、教育委員会事務局職員48人の人件費及び事務局の管理運営に係る経費、181ページをお開きください。備考欄のほうです。川内地域学校ごみ収集業務委託ほか9件、全国都市教育長協議会負担金ほか11件であります。

事項、奨学育英事業費の主な支出は、特別奨学資金支給対象者21人への奨学資金の支給、特別奨学基金への積立金であります。

3目教育振興費の教育総務課分の決算額は4億9,772万5,992円のうち、1,628万436円であります。備考欄、事項、教育指導費の教育総務課分は、奨学金納入書や入学通知書の印刷代などであります。

次に、1事項あけその下であります。事項、教育育成費の教育総務課分ではありますが、離島高

校生修学支援費で、離島を離れて高校進学する生徒の居住費の一部について、保護者の経済的支援をするもので、53人に支給しております。

次に、183ページをお開きください。

事項、漁村留学制度事業であります。鹿島町のウミネコ留学制度に伴うもので、ウミネコ留学制度業務委託などが主なものであります。

4目教職員住宅管理費の決算額は3,698万7,860円であります。備考欄、事項、教職員住宅管理費の主な支出は、教職員住宅185戸の管理及び維持補修に係る経費で、教職員住宅管理業務委託料及び青瀬教職員住宅8号棟、9号棟解体工事ほか2件であります。

次に、185ページをお開きください。

2項小学校費、1目小学校管理費の教育総務課分の決算額は4億267万7,666円のうち、3億9,869万8,161円であります。

事項、小学校管理費の主な支出は、小学校30校の管理運営及び維持補修に要する経費で、学校用務嘱託員13人及び学校主事21人の人件費、小学校施設の光熱水費、施設修繕、維持管理業務委託料や補修用原材料、備品購入費、県学校図書館協議会負担金などであります。

続きまして、2目小学校教育振興費は、185ページから187ページにかけてであります。決算額は1億2,815万3,482円であります。

事項、小学校教材備品整備費は、小学校の教材整備、事項、小学校理振法備品整備費は理科振興法に基づく理科、算数用備品の購入を、事項、小学校扶助費はスクールバス等運転業務嘱託員8人の報酬、備品購入費として、次のページになりますが、備考欄ですが、スクールバス1台を購入したほか、753人の児童に就学援助費を支給し、85人の児童への特別支援教育就学奨励費の支給や遠距離児童通学費、スクールバス、事故に伴う賠償金などが主なものです。

次に、事項、小学校近代教育設備費は、各小学校の授業用の教材ソフトを配信している分の保守業務委託料や小学校図書館システム保守業務委託料などが主なものです。備品購入費では、小学校26校に教育用パソコン135台及びレーザープリンター11台等を購入しております。

次に、3項中学校費、1目中学校管理費の教育総務課分の決算額は2億1,973万1,600円

のうち、2億1,770万536円であります。

事項、中学校管理費の主な支出は、休校中の鹿島中を含めた中学校15校の管理運営及び維持補修に要する経費で、学校用務嘱託員4人及び学校主事10人の人件費、学校施設の光熱水費、施設修繕、維持管理業務委託料や補修用原材料、備品購入費、県学校図書館協議会負担金等であります。

次に、189ページをお開きください。

2目中学校教育振興費の決算額は1億1,648万2,564円であります。

事項、中学校教材備品整備費は、中学校の教材整備、事項、中学校理振法備品整備費は、理科振興法に基づく理科、数学用備品の購入を、事項、中学校扶助費は、スクールバス等運転手業務嘱託員9人の報酬、甌島の里中、海陽中の生徒の修学旅行を助成する修学旅行補助金、444人の生徒への就学援助費の支給、35人の生徒への特別支援教育就学奨励費の支給、81人の生徒への遠距離生徒通学費の支給が主なものです。

事項、中学校近代教育設備費は、各中学校の授業で使用する教材ソフトを配信している分の保守業務委託や小学校図書館システム保守業務委託料などが主なものです。備品購入費では、中学校11校に校務用パソコン69台及び中学校2校に教育用パソコン82台及びプリンター4台を購入しております。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費は、189ページから191ページにかけてですが、決算額は2億5,765万8,828円あります。

事項、幼稚園管理費は、幼稚園12園の管理運営及び維持補修に係る経費で、幼稚園業務嘱託員13人の報酬及び養護教諭業務嘱託員2人の報酬、幼稚園教諭26人の人件費のほか、幼稚園の光熱水費、191ページになります。備考欄、施設修繕、薩摩川内市学校施設管理業務委託ほか14件の委託ほか、プリンター等の備品購入であります。

次に、2目幼稚園教育振興費の教育総務課分の決算額は2,084万5,828円のうち、1,623万2,576円あります。

事項、幼稚園補助費の教育総務課分は、東郷幼稚園スクールバス運行業務委託ほか3件、備品購入費として、甌地域の幼稚園のスクールバス1台の購入などが主なものであります。

次に、207ページをお開きください。

1 1 款災害復旧費、3 項文教施設災害復旧費、2 目現年単独文教施設災害復旧費の教育総務課分の決算額は64万5,408円であります。

事項、現年単独文教施設災害復旧事業費において、昨年8月の台風16号により、川内小学校の屋内運動場屋根の修繕のほか、育英小学校敷地内の倒木撤去の業務委託が主なものです。

次に、4 項その他公用・公共施設災害復旧費、1 目現年公用・公共施設災害復旧費の教育総務課分の決算額は1,333万2,608円のうち、863万3,360円であります。

事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費において、教育総務課分は、昨年7月の大雨により、八幡教職員住宅ののり面崩落により、災害復旧に関連する事業を実施した分であります。建築確認申請等諸手続により所要の期間を要したため、次年度事業に1,381万6,000円、繰越明許費として計上したところであります。

なお、以上説明いたしました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について、御説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御用意ください。

議会資料の7ページであります。

教育総務課分ですが、68番と69番であります。それぞれ御説明申し上げます。

68番ですが、水引小のスクールバスとして使用していた市公用車が平成28年2月回送中に突風にあおられ、駐車中の相手方車両及び民家ブロック塀に衝突し、損壊いたしました。係る事故に伴いまして、相手車両の損害賠償に要する経費につきまして、相手との示談が成立し、早急に対応する必要があったため、事項、小学校扶助費の20節扶助費から同事項、22節補償、補填及び賠償金に83万6,000円流用し、予算を執行したものであります。

また、69番ですが、やはりこの事故に伴いまして、民家ブロック塀、これを損壊したことに伴い、賠償に要する経費につきまして、交渉に期間を要した後、交渉が成立したものですから、早急に対応する必要が生じたため、事項、小学校扶助費の20節扶助費から同事項、22節補償、補填及び賠償金に132万8,000円流用したものであります。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況で

あります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。決算書の23ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、教育総務課分は1節小学校使用料、2節中学校使用料、3節幼稚園使用料とも小中学校、幼稚園及び教職員住宅の敷地内の電柱等の行政財産使用料が主なものであります。

次に、29ページをお開きください。

2項手数料、7目教育手数料、1節教育手数料の諸証明手数料であります。教職員住宅12件の車庫証明手数料であります。

次に、37ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費補助金、1節小学校費補助金の義務教育扶助費補助金は、要保護児童の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費に対する補助金で、理科教育設備費補助金は小学校の理科学習設備、算数教育設備費補助金は小学校の算数器具設備費、へき地教育整備費補助金は、甌島のスクールバス購入に対する補助金及び甌島の児童の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊に対する補助金で、補助率はいずれも2分の1であります。

2節中学校費補助金の義務教育扶助費補助金は要保護生徒の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費に対する補助金で、理科教育設備費補助金は中学校の理科学習設備、へき地教育設備費補助金はへき地修学旅行費として甌島の生徒の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費に対する補助金であり、補助率はいずれも2分の1であります。

6節教育総務費補助金の教育総務課分は、離島高校生修学支援費補助金で、離島を離れて本土の高校へ通学する生徒の居住費等に要する経費の支援に対する補助金で補助率は2分の1であります。

次に、47ページをお開きください。

2項県補助金、8目教育費補助金、1節教育総務費補助金の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、鹿島地域のうみねこ留学制度に係る分であり、補助率は10分の7であります。

次に、51ページをお開きください。

16款県支出金、3項県委託金、7目教育費委託金、1節教育総務費委託金の権限移譲事務委託金は、県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還債務事務に関する権限移譲事務分であります。

次に、５３ページをお開きください。

１７款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入、１節土地建物貸付収入の教育総務課分は５３ページの下の方であります。教職員住宅貸家料１５０戸分が主なものであります。

収入未済でありますが、３０万５,１７０円のうち、１万５,０００円でありまして、これは甑島に籍を置くＡＬＴによる貸家料が未納で、督促するも支払いされず、平成２９年５月２４日に郵便局に納付していただいたんですが、５月３１日までの振りかえが間に合わなかったため、収入未済となったものであります。

２目利子及び配当金、１節利子及び配当金で、５５ページの一番下の方であります。教育総務課分は、特別奨学基金と奨学資金貸付基金から生じた利子収入であります。

次に、５７ページをお開きください。

１８款寄附金、１項寄附金、８目教育費寄附金、１節教育費寄附金の教育総務課分は、小学校費寄附金と中学校費寄附金と教育総務費寄附金であります。これらは、子どもたちのために活用してほしいと水引地区の個人の方から、水引小、水引中、それぞれに３万円、川内南中地区の個人の方お二人がそれぞれ１０万円、一般財団法人寺山維持会様から平佐西小に５万円、株式会社技建から奨学金に役立ててほしいと１００万円の御寄附をいただいたものであります。

次に、５９ページをお開きください。

１９款繰入金、１項基金繰入金、７目特別奨学基金繰入金の１節特別奨学基金繰入金は、特別奨学金支給分３７８万円を基金から一般会計へ繰り入れたものであります。

また、５７目奨学資金貸付基金繰入金は、特別奨学基金に積み立てるため繰り入れたものであります。これらは貸付制度を廃止し、給付型の奨学金制度を充実させるための措置であります。

次に、６３ページをお開きください。

２１款諸収入、５項雑入、４目雑入、１節雑入であります。教育総務課分であります。７３ページをお開きください。７３ページの備考欄であります。真ん中よりちょっと下のほうですが、日本教育公務員弘済会読書活動啓発・推進助成金、それから７５ページ、次の離島高校生修学支援事業に係る返還金までの１９件でございます。合計で３５２万６,２３８円であります。

以上が歳入であります。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

３７３ページをお開きください。

１の公有財産の（１）の土地及び建物で、中ほどの公共用財産のうち、教育総務課分は、小学校、中学校、幼稚園と教職員住宅であります。平成２８年度の主な動きといたしましては、小学校の土地の減ですが、主には平成２７年４月１日閉校いたしました吉川小学校で、財産活用推進課に所管がえを行ったところであります。教職員住宅の減であります。永利小、峰山小、湯田小などの教職員住宅敷地をそれぞれ建築住宅課等に所管がえを行ったためであります。この土地の異動に伴いまして、建物であります。吉川小学校を財産活用推進課へ、育英小学校につきましては屋内運動場を解体し新築いたしました。また、樋脇小のプール更衣室の新築等によるものであります。幼稚園につきましては、旧かのご幼稚園、これを普通財産に変更したところであります。教職員住宅では、永利小の２棟、峰山小の１棟、青瀬小の２棟を解体いたしました。湯田小の教職員住宅を１棟建築住宅課に市営住宅として所管がえを行ったことによるものであります。

土地及び建物につきましては、以上です。

次に、３８０ページをお開きください。

４の基金のうち特定基金の教育総務課分ですが、６段目の特別奨学基金で平成２８年度に特別奨学生２１人に３７８万円を支給し、基金利子相当分、２８万９,０００円を積み立て、奨学寄附金１００万円を積み立て、貸付基金から振りかえた１億６,９６５万９,０００円を積み立て、結果として決算年度末現在高が１億７,８９９万２,０００円となっております。

３８１ページの運用基金の４段目ですが、奨学資金貸付金は、特別奨学基金に１億６,９６５万９,０００円を積み立てたことにより、決算年度末現在高が２,７０９万５,０００円となっております。

次に、３８２ページをお開きください。

基金運用状況調書について御説明申し上げます。

奨学資金貸付基金ですが、１の基金の名称及び経緯につきましては、これまで御説明申し上げましたけれども、奨学資金貸付基金の平成２８年度末現在高であります。２,７０９万

5,000円であります。2の平成28年度末の運用状況といたしましては、(1)で記載のとおりですが、前年度の繰越額1億6,965万9,500円と返還額418万5,300円の合計1億7,384万4,800円の範囲におきまして、継続貸付対象者2人に33万7,400円の貸し付けを実施し、1億6,965万9,000円を費消し、同額を特別奨学基金に積み立て、利子収入分1,660円を一般会計に振りかえたところであります。

また、(2)貸し付け対象者の状況ですが、記載のとおり2人に貸し付けを行いました。

次に、383ページをお開きください。

(4)の月別運用状況につきましては、表の計の欄、一番下のほうであります。前年度繰越額、返還調定額、返還金額から貸付金額、特別奨学基金への繰出金を除いた運用残384万8,400円、これを平成29年度に繰り越したところであります。

なお、平成28年度調定分の当該年度末未返還額178万400円と過年度未返還額408万6,500円を合わせて、平成28年度末における返還期日到来分の未返還額総額は586万6,900円であります。

以上で、教育総務課に係る決算の説明を終わります。

**○学校施設整備室長（上口憲一）** 学校施設整備室分の決算につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳出につきまして、決算書の181ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費の全体の支出済み額4億9,772万5,992円のうち、学校施設整備室の支出済み額は3億3,061万6,660円であります。また、翌年度繰り越しの3,934万円は、東郷小中一貫校校舎棟の建築確認申請に必要な手数料及び敷地内の排水工事を平成29年度へ繰り越したものであります。

歳出の内訳は、183ページをお開きください。

備考欄中段の下、事項、小中一貫校整備事業費で、平成27年度から繰り越した東郷小中一貫校校舎棟新築工事設計業務委託ほか6件及び東郷小中一貫校調整池整備工事ほか36件を実施したものであります。

次に、185ページをお開きください。

2項小学校費、1目小学校管理費の学校施設整備室分は、15節工事請負費の397万9,505円であります。

歳出の内訳は、備考欄中段下の平佐西小学校校舎棟内壁剥落防止工事ほか10件の工事を実施したものであります。

次に、187ページをお開きください。

3目小学校建設費の支出済み額は3億773万8,005円であります。また、翌年度繰り越しの6,699万7,000円は限之城小、可愛小及び川内小の校舎外壁等改修工事を平成29年度へ繰り越したものであります。

歳出の内訳は、備考欄中段の事項、屋内運動場建設事業費で、平成27年度から繰り越した育英小学校屋内運動場新增改築に伴う工事請負費及び備品購入費等であります。

また、事項、小学校諸施設整備事業費は、永利小学校北校舎外壁等改修工事ほか78件の施設整備を実施したものであります。

同じく187ページの3項中学校費、1目中学校管理費の学校施設整備室分は、15節工事請負費の196万1,064円であります。

歳出の内訳は、189ページの備考欄上段の海星中学校防火扉改修工事ほか3件の工事を実施したものであります。

同じく、3目中学校建設費の支出済み額は1,475万3,353円であります。

歳出の内訳は、備考欄中段の事項、中学校諸施設整備事業費で、川内中央中学校視聴覚室空調設備改修工事ほか26件の施設整備を実施したものであります。

次に、191ページをお開きください。

4項幼稚園費、3目幼稚園建設費の支出済み額は226万3,557円であります。

歳出の内訳は備考欄中段の事項、幼稚園諸施設整備費で、祁答院幼稚園給食コンテナ受台改修工事ほか6件を実施したものであります。

以上で、歳出についての説明を終わります。

なお、以上説明いたしました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧表の7ページをお開きください。

学校施設整備室は70番から71番の2件であります。

まず、70番は、川内中央中学校浄化槽破碎機の故障や海星中学校防火扉の改修など、急を要する工事が必要となり、事項、中学校管理費の11節需用費から同事項、15節工事請負費に200万円を予算を流用し、予算執行したものとあります。

次に、71番は、平佐西小学校校舎の内壁剥落や亀山小学校音楽室の空調機故障による取りかえなど、急を要する工事が必要となり、事項、小学校管理費の11節需用費から同項、15節工事請負費に400万円を予算流用し、予算執行したものであります。

以上が50万円以上の節間流用の対応状況でございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

決算書の31ページをお開きください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目教育費負担金、1節小学校費負担金の収入済み額5,815万円は、公立学校施設整備費国庫負担金で、平成27年度から繰り越した育英小学校屋内運動場新增改築工事分であり、補助率は10分の5.5であります。

次に、37ページの2項国庫補助金、8目教育費補助金、1節小学校費補助金の収入未済額2,485万2,000円は限之城小、可愛小及び川内小の校舎棟外壁改修工事に係る学校施設改善交付金を翌年度へ繰り越したものであります。補助率は3分の1であります。

以上で、学校施設整備室の説明を終わります。

**○学校教育課長（熊野賢一）** それでは、学校教育課に係る平成28年度の決算につきまして、御説明いたします。

歳出につきまして御説明いたしますので、決算書の181ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費の支出済み額4億9,772万5,992円のうち、学校教育課分は1億5,082万8,896円で、備考欄に示してあります事項の主なものについて御説明いたします。

事項、教育指導費の主なものは、児童生徒知能検査・学力検査業務委託及びコンピューター教育指導業務委託でございます。

事項、教育研修費の主なものは、中学校教科書改訂に伴う指導書購入と市立学校教職員研修補助金でございます。

事項、教育育成費は、英語技能検定試験検定料、特別支援教室支援員謝金、甌アイランドウォッチング事業補助金などが主なものでございます。

次に、183ページをお開きください。

事項、教育派遣費の主なものは、外国語指導助手ALT7名の報酬等でございます。

事項、教育人事管理費は、教職員の人事異動等に伴う校長面談等に係る職員の旅費が主なものでございます。

事項、教育研究費は、水引小、水引中学校におけるコミュニティスクールに係る委員の報酬と旅費、東郷中学校区ほか3校のコミュニティスクール設立準備委員会の委員謝金と旅費が主なものでございます。

事項、心の教室相談員配置事業費は、中学校に配置しました相談員の謝金が主なものでございます。

事項、子どものサポート体制整備事業費は、スマイルルームにおける指導員3名の謝金が主なものでございます。

事項、薩摩川内元気塾事業費の主なものは、各中学校区元気塾推進委員会への業務委託料でございます。

事項、小中一貫教育推進事業費は、小学校英語講師謝金、小中一貫教育に伴うバス借上料等が主なものでございます。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、ソーシャルワーカーの謝金、旅費等が主なものでございます。

同じく183ページの下段になります、5目学校保健費は、支出済み額6,591万9,018円で、備考欄の事項のうち、主なものについて御説明いたします。

事項、学校保健体育運営管理費は、学校医・薬剤師等報酬、幼児・児童生徒及び教職員健康診断委託等が主なものでございます。

185ページをお開きください。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、幼稚園・小中学校の園児、児童生徒分の共済掛金及び災害共済給付金でございます。

事項、各種大会運営費は、小学校綱引き大会時の児童運送用バス借上料が主なものでございます。

191ページをお開きください。

同じく4項2目幼稚園教育振興費の支出済み額は、2,084万5,828円のうち、学校教育課

分は461万3,252円で、甌島地域での預かり保育の保育士賃金と平成27年度の保育料の過徴収還付金が主なものでございます。保育料の過徴収還付金162万4,600円につきましては、平成27年度の61人分につきまして、本来ならば市民税非課税世帯として徴収すべきところを誤って課税世帯として多く徴収していたもので予備費を流用いたしまして返還したものでございます。以後このような誤りがないよう、調定額算定の際には十分な精査に努めてまいりたいと考えております。

203ページをお開きください。

同じく6項3目給食センター費は、支出済み額3億6,796万7,927円で、備考欄の事項のうち、主なものにつきまして御説明いたします。

事項、給食センター管理費は、川内学校給食センター給食調理業務委託など、五つの給食センターの維持運営に係る委託料、同じく給食センターに係る光熱水費、修繕料などの需用費が主なものでございます。

事項、給食センター施設設備整備費の主なものは、川内学校給食センターのボイラーなどの備品購入費でございます。

なお、以上説明いたしました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応しました状況について御説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

7ページをお開きください。

学校教育課における50万円以上の節間流用は72番の1件であります。

流用理由は川内学校給食センターの温食用食器の購入を平成29年度で計画しておりましたが、ひび割れやはがれ等の劣化が激しかったため、事項、給食センター施設設備整備費の18節備品購入費から同事項、11節需用費に617万8,000円予算流用し執行したものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、決算書の15ページをお開きください。

下段の13款2項3目教育費負担金の3節日本スポーツ振興センター掛金は、幼稚園・小中学校の幼児・児童生徒の保護者負担分でございます。

23ページをお開きください。

14款1項7目教育使用料の3節幼稚園使用料の幼稚園使用料は、市立幼稚園12園の保育料で

ございます。

収入未済額1万3,200円につきましては、幼稚園使用料の1人分、2カ月分でございます。

なお、未済額につきましては6月14日に収入済みとなっております。

同じく5節保健体育使用料の行政財産使用料の学校教育課分は25ページをお開きください。

下段になります。給食センター2カ所の自販機、九電柱、太陽光発電の屋根貸しに係る使用料でございます。

37ページをお開きください。

15款2項8目教育費補助金の1節小学校費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

へき地教育整備補助金はへき地の小学校の各種健康診断時の心臓検診委託に係るものが補助対象で、補助率は3分の1でございます。

同じく2節中学校費補助金の学校教育課分は、へき地教育整備補助金でございます。ただいま説明いたしました小学校と同じく、へき地の中学校各種健康診断時の心臓検診委託料に係るものでございます。

同じく6節教育総務費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

理科教育設備整備費等補助金につきましては、理科の実験をサポートする支援員の経費が対象となり、補助率は3分の1、コミュニティ・スクール導入促進事業費補助金は、樋脇中ほか3中学校区のコミュニティスクールの設立準備に係る経費の補助で、補助率は3分の1でございます。

75ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入で、学校教育課分は備考欄の中段の3件でございます。

まず、預かり保育料は、甌島地域幼稚園4園での預かり保育事業に係るものでございます。

電気料実費収入金は、川内学校給食センターの飲料水自販機電気代の実費収入金でございます。

日本スポーツ振興センター給付金は、学校でのけが等に対する災害給付金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、財産に関する調書につきまして御説明いたしますので、373ページをお開きください。

行政財産のうち、建物の給食センターの増は、固定資産台帳との差異を修正したものでございます。

以上で、学校教育課に係る決算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

○委員（松澤 力）済みません、1点だけ奨学金制度について伺いたいですけれども、これは能力があるにもかかわらず、経済的理由がある方ということで21名に月1万5,000円支給されているということなんですけれども、現在の支給の基準と、あと1回支給が決まれば3年間学校の間支給されるということでしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦）まず、基準ですが、基本的には経済的理由により、就学が困難な方、それから、勉学が優秀と申しますか、能力がありということでそういう高いところを目指しておられる方がまず基本的にはこの制度の対象となっております。

もう一つは、基本的には3年間ですが、所得の基準がございますので、そういう所得が変わった場合は基本的には申し出ていただいて、審査して、その結果で行うということしております。

○委員（松澤 力）その所得が、親の方が変わったたりしたら、その都度申告していただいて、また審査になるということですかね。

○教育総務課長（小原雅彦）基本的に年に1回、その申告をしていただくような段取りでいこうというふうにしております。

○委員（松澤 力）もちろん経済的理由とか、そういった形で支給するというのは大事だと思っているんですけれども、あとは生徒さんのやる気というか、当然税金を投入して支援をされているということで、もちろん普通に頑張ってください方はいいと思っているんですけれども、学校での態度とか、姿勢とか、そういったところもやっぱり本当に支給に値するようなやる気を継続されているかということも見ていかないとけないのかなと思っているところであって、今後、毎年確認されている中で、しっかりそういう支援も受けているので、しっかり頑張って学校生活をやってほしいというような励ましというか、指導もしていただけたらまた生徒さんもやる気を持って学校生活に取り組まれるのかなと思いますので、そういった指導もしていただけたらありがたいと思っ

ていますので、また、今後ともよろしく願います。

○教育総務課長（小原雅彦）今、松澤委員のほうからありましたように、勉学だけではなく、一応市内の学校長のほうから推薦書をあげていただく際に、やはり学校内での生徒の態度でありますとか、あるいは、スポーツ等によるいろんな成果でありますとか、そういったものも記載していただきまして、総合的に勘案して審査の対象としておるところであります。

○委員（徳永武次）ちょっと教えてください。

この学校施設管理業務委託というのは警備保障とか、そういうものが入っているんですか。

それと、もう一つは、教職員住宅の管理業務委託と、これはどんなのをされているのでしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦）教職員住宅の管理業務委託につきましては、建築業者の方々に管理組合をつくっていただいております。そこに業務を委託して、小修繕などをお願いしております。

○委員（徳永武次）結構解体とかそういうのももちろんされていると思うんですけど、年何回ぐらい管理業務はされておるんですか。定期的にやっているんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）先ほどの質問の中で、教職員住宅と学校と二つございましたので、学校のほうにつきましては、学校施設整備室のほうで、川内の建築建友会という建築の団体がございます。こちらのほうに緊急の修繕につきまして、学校から要望があった分についてその都度、修繕を依頼するのが管理業務でございます。

○教育総務課長（小原雅彦）教職員住宅の管理業務委託につきましては、例えば、水道が出ないとか、そういった小修繕、日常的な管理業務をとりあえず住んでおられる先生方のほうから御報告いただけますので、そこを組合のほうに電話いたします。成果調書のほうにあります解体工事とは全然別です。

○委員（徳永武次）最後にします。

例えば、水道の云々とかと言うてきますよね。それと、基本的な管理業務委託はどうなんですか。もうきちっとある程度年間いくらかとか、そういう委託料は決まっているんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）学校施設のほうにつきましては、およそ小中幼で年間、管理委託というのは250万円程度で管理組合のほうに

お願いしております、修繕をお願いしておりますのが約3,700万円、年間にいたしまして約310件、平成27年度は修繕を委託しております。

○教育総務課長（小原雅彦）教職員住宅管理費の委託につきましても、決算書にありますとおり、ほぼこの金額で年間委託契約をしておるところであります。多少増減はありますけれども、基本的にはこの金額でまず委託契約をしております。2,800万円程度で最初契約をいたしまして、その範囲内で年間を通していろんな小さな小修繕等に対応していただいているというような状況であります。

○委員（徳永武次）ちなみに平成28年度で何件あったの。

○教育総務課長（小原雅彦）ちょっと今こちらに正確な数字は用意しておりませんが、おおむね200件程度はあります。

○委員（徳永武次）わかりました。また後で聞きに行きます。

○委員（橋口 芳）二つほど教えていただきたいんですが、甌アイランドウォッチングの補助が児童だけ書いてあるんですけど、引率の方はどうなっているのか。

それから、フッ素洗口、年間幾らぐらい費用がかかっているのか、教えていただきたいんですが。

○指導グループ長（岩脇勝広）お答えいたします。

甌アイランドウォッチングの件でございますけれども、児童1人当たりの負担額が約1,700円程度となっております、平成28年度につきましては24校、841名が参加をしております。予算的には平成28年度総額で381万5,784円予算を組んでございます。

○保健体育グループ長（西村喜一）フッ化物洗口につきましては、本年度の予算としてフッ化物洗口剤を146万2,500円計上しております。

○委員（橋口 芳）先ほど児童だけの答えだったですか。引率の方の補助は出ないんですか。

○指導グループ長（岩脇勝広）お答えいたします。

教職員の引率につきましては、各学校の予算で、配当予算のほうで引率しております。

○委員長（帯田裕達）ここで休憩します。再開は13時といたします。

~~~~~

午前11時57分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育総務課長（小原雅彦）午前中に徳永委員のほうからございました、住宅管理組合の平成28年度の受注件数は230件でありました。

それから、事務管理費でございますが、357万5,000円で事務費を出しております。

○委員（上野一誠）何点か教えてください。

まず、歳入の部分で、ALTの督促による住宅料の支払い、どういうことか、もうちょっと教えて。払うべき期間に払えなくて、請求して、やっと年度をまたいで入ったということではないんですか。

○教育施設グループ長（稲森 直）ALTの家賃の未歳入の件につきまして、本人と連絡をとりながら、納めるようにお願いをしたんですが、ずっと家賃は納められていたんですけど、たまたま10月分が納められていなくて、それをなかなかこちらがうまく伝えることができずに、未納の状態になっておりました。年度末になりまして、やっと意思疎通ができて、納めるということになったんですが、郵便局のほうで納めてしまったので、結果的に未済で平成28年度決算に反映されなかったという状況です。

○委員（上野一誠）ALTですので、住宅のそういう家賃は十分本人もわかっていらっしゃるんですけど、督促を出して、そういう行為になっていることが問題だと思う。だから、信頼性を失うので、そういうことにならないように。本人がそんなALTかと、家賃も払わんと、督促を受けてやっと払ったんだよというのを子どもたちに指導する立場の人たちがそういうような行為を起こす、そういうふうに地域がしてしまうと、やっぱり事情はどうあるかわからんけれども、そういうところはぴしっと支払いのあり方もしっかりとやっておかないと、余りいいことじゃないと思います。これはちょっとびっくりしました。十分そういうところは今後改善が必要であり、やってください。

それと、もう一つは、教育総務課の中で、155ページの概要の中に教育委員会の開催等と書いてあるんですが、総合教育会議を1回やった

ということですよね。これは市長が座長になるわけですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 市長が座長になって開きます。

○委員（上野一誠） ということは、今回の教育改革で平成27年からやった一つの形があるんだけど、これは事務局的には市長部局の総務課が事務局になるんじゃないの。

○教育総務課長（小原雅彦） 事務局的には総務課のほうが主催して行うこととなっております。

○委員（上野一誠） ということは、ここに教育委員会が列記するということは、実際権限的なことは教育長に非常にまともになっていくものだから、集中するから、いわば教育長のチェック機能ができないと。したがって、そのためにはこの総合教育会議を行って、市長が座長になって、そういうところで意見の集約をしながら方向性を持っていくんだというのがこの会の趣旨だと思うので、そうしたときに、ここに列記してあることは、いわば教育委員会が開いて、こうやったという形になるんだけど、その取り扱い上はこういう報告の仕方でもいいのかな。

○教育総務課長（小原雅彦） 教育委員会の開催等のこの記載につきましては、私どもとしては教育委員がこの会に参加したというような思いで記載をしておりましたので、今、上野委員がおっしゃったことを踏まえ、今後検討してまいりたいと思います。

○委員（上野一誠） 事務局は総務部だと思います。だから、そういう意味では取り扱いは、私はチェック機能を得るためには一つの壁があるというか、そういう形の中で市長がそういうものがあるとすれば、しっかり市長の座長の中で指摘をしていくと。ともに教育行政を考えるということには変わりはないんだけど、だから、それが少し気になりました。

教育長にそれなりに権限が移譲して、構成内容等の制度が変わってきて、いわば教育委員の人たちの位置づけも若干変わっているんだけど、やっぱりそういう意味では教育長がワンマンにならないいなあ、教育長が権限を受けたことでそれが教育委員会の経営に当たって権限があるがゆえにしっかりとそこをいいふうに使っていけばいいんだけど、やっぱりそういう意味ではそういうところ、僕は若干見ているというわけじゃないけ

ど、今回の一般質問、答弁等していても、若干そういうところを感じる部分があるので、そういうところから見て、この総合教育会議の位置づけというのは非常に大事ななというふうに思っている。この会議は必要に応じてやるの。年に何回と決まっているの。

○教育総務課長（小原雅彦） 回数は決まっております。市長の求めに応じて開催するとなっております。

○委員（上野一誠） そういうこと。よくこれをうまく使ってもらいたい。そのことが市全体としていいことだと。

それから、もう一点、教職員住宅の件がありましたけれども、これは今学校の先生方が地域に住まないということがあって、せっかく教職員住宅を建てても、いわば住まないものだから、普通財産に変えて、そして一般住宅に変えていくという動きがあると思うんだけど、そういう捉え方をすると、185の教職員住宅だったですか、そういう意味ではこれにはもう大方教職員の先生方が住んでいただいているという理解でいいですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 年度末は185戸の管理をしているんですが、今、大体140戸程度住んでおられるようであります。これは、閉校になった学校等の教職員住宅もまだ私どものほうで管理をしておる関係で、実質はほぼ開校している学校の教職員住宅には住んでいただいているところですよ。

○委員（上野一誠） できるだけ先生方には地元に住んでいただくことが一番基本にあったほうがいいと思うんだけど。それは鋭意努力してほしいと思う。

それから、これは全体的な問題で、でもあんまり額が大きいのであえて語らせてください。

今回、50万円以上の節間流用について、議会運営委員会を経て、一覧表が出ているんですけども、予算の総体はあっても、節の欄についてはなかなか議会が見えづらい部分なんです。そうすると、予算を通していく中で、節間流用はできないということじゃないので、それは十分理解するんですけども、やはり節間流用の一つのあり方が、これは教育委員会として、また、総務課でも似たようなことを言うんですけど、結果的には教育委員会全体として、やっぱりこういう予算の取り扱いは、今回は学校教育課のほう六百何

十万円の食器代、これは平成29年度やる予定だったという流れになるんだけど、結果的にはそういう見通しも含めて、もう六百何十万円をいとも簡単にこうやってぱっと買えるわけです。あそこにあらよと、その流用は何を使っていこうとしたのか。どこにもあらよと、そういう行き方が今回の報告の中で、もう本来こういうのは補正予算で組んでぱっとあげて、ちゃんと議会で明らかにしてびしっと方向性が見える形が一番議会はわかりやすいんだけど、本当に節間流用のあり方はいろいろ監査でもいろいろ問題になったりとか、あったと思うんですけど、やっぱりこの姿勢が私はおかしいと思います。予算計上を執行していくに当たっての当初予算をつくる背景、そして、その見通しというものが甘いと思います。なければならないに、どこからか持ってくればええわよと、そういう姿勢が仮に行政当局全体にあるとするならば、これは本当にしっかりと正さないかん部分です。だから、あえて議会在こういうことに本来は言わなくてもいいような予算の措置の仕方であればいいんだけど、節間流用というのは、やっぱりその限られた中でこれを拡大解釈によってやるべきではないと思うんです。当初の節の項のそういう部分をしっかりと当初でやったんだったら、それなりの形を進めていくことが必要ではないか、こういうところを教育長もどうお考えかわからんけど、やっぱりどうですか、部長、この件は。

**○教育部長（宮里敏郎）** 御指摘があったように、流用については、我々のほうでも必要な予算については当初予算、もしかそれで対応できなかった部分については当然補正予算のほうで議会のほうにお願いして予算計上して、執行するというのが当然当たり前の姿だと思っています。一部、どうしても災害とか、機械の故障というのがあって、その補正にどうしても間に合わない、補正を待っていると安全・安心に欠けるというような分については節間でこういうふう流用させていただいている部分もあります。おっしゃるとおり、何でもかんでも流用というのは、それはあるべき姿ではないと思っておりまして、我々のほうでも真にやむを得ない部分でどうしても先ほど言いましたように、特に我々教育委員会のほうでは児童生徒、園児の安全・安心のために必要に迫られる分については財政当局とも協議をしながら、流用で対応

せざるを得ない部分も出てくるかとは思いますが、今後も、今後においては言われるとおり、当初でそういう危険性のある分については十分当初予算等の編成前に把握をしながら、必要な予算についてはきちんと予算計上させていただいて、執行できるように努めてまいりたいと思います。

**○委員（上野一誠）** 本当、決して必要なもので我々は節間流用するなどは何も言っていない。だから、やっぱりそういう意味では、急にやらないかんこと、あるいは、児童生徒にかかわる問題、災害というのはそれは当然でしょう。ただ、やっぱり余りにも見ていると、本当に当初予算とは何ぞやと言いたくなるような、指針を疑いたくなるようなものがあるので、そういう意味では本当に今後御注意いただきたいと。努力はしてもらいたい。

それから、最後にしますけど、監査意見書の中に奨学資金貸付基金のことが触れられております。そうしたときに、やっぱりこれまで累積というものも返還がかかってきております、五百何十万円。ですから、やっぱりこういうものについて、教育委員会としてどういうふうにお考えですか。

**○教育総務課長（小原雅彦）** 未償還金につきましては、私どもも事あるごとに電話、あるいは、文書によって督促を申し上げます。実態としては、個々に深く調査をしてみなければ、生活の実態等が見えない部分もあります。奨学資金貸付金を申請なさる方は、やはり経済的に困窮しておられる、そういう中で貸し付けの申請をされる部分もありますので、しかしながら、やはり約束していた分につきましてはちゃんと今後は返済計画や誓約書なり、そういった分ではやはりきちんと対応していかなければならないと考えております。

**○委員（上野一誠）** 保証人とか、いろんなものも監査委員が指摘しているように、保証人とか、いろんなものこの制度を使われるなら、それなりに課長がおっしゃったとおり、そういう家庭の状況を十分理解し、そう対応してあげるべきだと。後は返済についてのそういうこともしっかり言うまでもなく必要であろうというふうに思いますので、これは意見、要望としてぜひ一つ奨学資金貸付金についての徴収努力はしっかりまたしていただきたいということを申し上げておきたい。

**○委員（坂口健太）** 先ほどの上野委員の質問に関連いたしまして、節間流用の件になるんですけ

れども、そもそも617万8,000円、節間流用ができたということは、それだけ不用額があったということになりますよね。ということは、平成28年度当初予算で10款6項3目18節備品購入費が3,170万9,000円、当初予算で計上されているわけですが、実際にはボイラー等の備品購入、設備更新等で1,950万円程度ぐらいいし使われていないと、1,000万円もの開きがあるというのはどういった理由で開きが出てきたのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

**○専門職（山口隆雄）** ボイラー購入の件についてお答えします。

当初の予算で、ボイラー購入費の予算を2,954万8,000円、計上しておりました。実施の段階になって参考見積を数社とったところ、それよりも500万円ほど設計額が落ちる結果になりました。2,430万円ということになります。それで、入札を行いましたところ、落札額が1,695万6,000円ということで、かなり低額で落札がされて、その時点で実績による減額としまして1,217万8,000円、この部分が執行残という形で残りました。先ほど食器の購入に財政当局と協議をしまして、急を要するというので617万8,000円を流用いたしまして、残りの600万円を補正予算で減額したということになります。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査を終わります。

---

#### △文化課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、文化課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○教育部長（宮里敏郎）** では、文化課の決算概要等について、御説明いたします。

附属書の164ページをお開きください。

文化課の決算額は1億8,108万4,328円でございます。

主要施策の成果では、文化財の調査保存、整備及び活用におきましては、郷土芸能保存奨励事業

補助金を56団体に交付したほか、埋蔵文化財発掘調査では、個人住宅の調査のほか、天辰第二地区土地区画整理事業に伴う試掘調査を実施いたしました。清色城跡の保存・整備につきましては、散策道等の整備を行い、入来麓伝統的建造物群保存地区の保存・整備におきましては、保存地区に係る修理、修景事業を実施し、街なみ環境整備事業におきまして、入来支所前の駐車場用地を取得したところでございます。

その他文化財に関することでは、旧増田家住宅等の指定管理による効果的な管理運営に努め、旧増田家住宅におきましては、年間の来館者が9,243人となり、ことし6月13日に延べ5万人を達成したところでございます。

芸術文化活動の推進におきましては、春の芸能祭、薩摩国分寺秋のタベ、トンボロ芸術村・ふれあい交流事業等を実施いたしました。

次の165ページになります。

文化施設の整備と運営の充実におきましては、文化施設の効率的な管理運営に努め、各施設の保守、改修工事を行ったほか、歴史資料館、各郷土史館、まごころ文学館では、資料収集や保存、展示、調査研究を行ったところでございます。また、川内文化ホールにつきましては、長寿命化計画を策定いたしました。

施設の利用状況については、下段の表に記載のとおりでございます。

また、台風12号による災害復旧事業といたしまして、清色城跡の崩落地のり面整形工事のほか、伐採等を施行したところでございます。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）** 次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

**○文化課長（永里博己）** それでは、文化課の決算状況につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに、歳出の説明をいたします。

決算書の193ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、2目文化振興費につきまして、決算額、文化課分につきましては1億7,883万2,528円であります。

備考欄にて説明をいたします。

まず、事項、文化財保護事業費において、主なものは、文化財保護審議会委員報酬、藤川天神臥龍梅及び久留須梅保護対策事業委託などの委託料19件、郷土芸能保存奨励補助金などの補助金

2件などです。

次に、伝統的建造物群保存整備事業について、主なものは伝統的建造物群保存地区保存審議会委員報酬、街なみ環境整備事業によります用地購入及び伝統的建造物群保存地区保存補助金などの補助金2件などです。

次に、清色城跡保存整備事業において、主なものは、清色城跡に係る草刈・伐採業務委託料などでございます。

次に、文化振興事業費において、主なものは、第18回薩摩国分寺秋の夕べ舞台演出・舞台製作業務委託などの委託料8件などでございます。

次に、195ページから197ページにかけて、文化ホール管理費において、主なものは、川内文化ホール及び入来文化ホールの指定管理料などでございます。

次に、文化ホール施設設備整備費においては、川内文化ホール長寿命化計画策定業務委託などの委託料2件です。

次に、歴史資料館管理費において、主なものは、樋脇郷土館の行政事務嘱託員3人の報酬、川内歴史資料館・郷土館運営協議会委員報酬、川内歴史資料館及び下甑郷土館の指定管理料、下甑郷土館高木伐採業務委託などの委託料10件、入来郷土館空調機取替工事などの工事請負費2件などでございます。

次に、川内まごころ文学館管理費において、主なものは、川内まごころ文学館運営協議会委員報酬、川内まごころ文学館指定管理料などです。

次に、天辰寺前古墳管理費において、天辰寺前古墳公園草刈・伐採業務委託などの委託料2件などです。

次に、207ページをお開きください。

11款災害復旧費、4項その他公用・公共施設災害復旧費、1目現年公用・公共施設災害復旧費の当課分につきまして、決算額225万1,800円であります。これにつきましては、台風12号災害による清色城周辺の倒木、伐採業務委託などの委託料2件と清色城跡崩落地のり面整形工事です。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応いたしました状況について説明いたします。

別冊の議会資料、50万円以上の節間流用は7ページから8ページにかけての73番から

75番までの3件であります。

73番は、川内文化ホール食堂の空調機故障に伴い、買いかえる必要があるため、事項、文化ホール施設設備整備費の委託料から文化ホール管理費の18節備品購入費に54万円予算流用し、予算執行したものであります。

74番は、入来文化ホールの空調設備の溶液循環ポンプの故障に伴い、修繕する必要があるため、事項、文化ホール施設設備整備費の委託料から文化ホール管理費の11節需用費細節修繕料に60万5,000円予算流用し、予算執行したものであります。

75番は、川内歴史資料館収蔵庫の空調機の故障に伴い、修繕する必要があるため、事項、文化ホール施設設備整備費の委託料から、歴史資料館等管理事業費の11節需用費細節修繕料に66万円予算流用し、予算執行したものであります。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況でございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

決算書の23ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、4節社会教育使用料のうち、当課分につきまして、調定額、収入済み額とも1,093万9,851円です。内訳は川内歴史資料館、川内まごころ文学館の入館料、川内まごころ文学館、川内文化ホール、入来文化ホールの使用料などでございます。

次に、37ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費補助金、4節社会教育費補助金は、調定額、収入額とも816万6,000円でございます。

内訳は、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金と社会資本整備総合交付金です。伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金は、石垣修理工事が補助対象経費の65%の補助率でございます。また、社会資本整備総合交付金が補助対象経費の50%の補助率でございます。

次に、47ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、8目教育費補助金、4節社会教育費補助金のうち、当課分につきましては、調定額、収入済み額とも339万1,000円です。

内訳は、伝統的建造物群保存地区保存修理事業

補助金と特定離島ふるさとおこし推進事業です。伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金は補助対象経費の5.25%の補助率で、特定離島ふるさとおこし推進事業は、補助対象経費の70%の補助率でございます。

次に、51ページをお開きください。

16款県支出金、3項県委託金、7目教育費委託金、5節社会教育費委託金は、調定額、収入済み額とも4万4,000円です。

内訳は、文化財保護法に関する事務の埋蔵文化財の試掘調査に係る権限移譲事務委託金です。件数割事務委託金となっております。

次に75ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節雑入の当課分につきましては、調定額、収入済み額とも70万8,911円です。

内訳は、川内文化ホール光熱料、各郷土誌実費販売収入などでございます。

以上が、当課分の歳入に関する主な内容です。

なお、収入のいずれにつきましても、不納欠損及び収入未済はございません。

以上で、文化課の決算状況に関する説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** ちょっと教えてください。

清色城跡保存整備事業というのがあって、一応国指定ということであるんですが、大方があの清色城はどのくらいか、7割か8割かわからんけど、国がもう買い上げていると思うんです。いろいろ前はいろんな計画は聞いていたんだけど、今後、国はあの清色城跡をどういうふうに扱っていくのか、買い上げたものは一つの大事な史跡だから守ろうというのは1点あると思うけど、発掘調査まで入れていくのか、今後の計画性はどんなふうに理解しておけばいいですか。

**○文化財グループ長（上川雄之）** お答えいたします。

清色城跡につきましては、国の指定の史跡を平成16年9月30日に受けておりますけれども、先ほどありましたけれども、本市が土地を買い上げております。推定面積といたしましては大体20ヘクタールございますけれども、そのうちの18ヘクタールほど購入をしております。あとは

土地の所有者の相続の関係とか、買い取れない部分がございます、そこはちょっと今後も購入が難しいのではないかとというふうに考えております。今後の整備方針につきましては、今、年次的に作業員を入れまして、遊歩道をつくっている状態でございます、につきましては、また発掘調査はまだしていないのでございますけれども、今後また国の指導を受けながら、こういった保存をしていったらいいか検討していきたいと考えているところでございます。

**○委員（上野一誠）** 私はちょっと大きな勘違いがあったのか。僕は国が買い上げているというふうに理解していたものだから、市が買い上げているの、間違いないの。そんなら市の財産として確保しておく。私はそれは勘違いしていました。わかりました。できるだけ大事な施設なので、やっぱり十分いろんな歴史をひもとく意味では大事です。理解しました。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。以上で、文化課の審査を終わります。

---

#### △総務課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、総務課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○総務部長（田代健一）** それでは、総務課の決算状況の概要を御説明いたしますので、決算附属書の主要施策の成果の5ページをお開きください。

まず、1の人事・給与等に関する事項ですが、職員の採用、退職を含め、さまざまな行政課題に対応するため、職員の配置調整、人事異動を行っております。平成28年度は東郷地域小中一貫校の整備体制の強化を図るため、学校施設整備室を設置、本土地域の簡易水道を水道事業に統合するとともに、甌島地域の簡易水道事業を再編するための体制を強化するなど、重要施策推進に対応した職員配置を行ったところであります。

次に、6ページをお開きいただきまして、中ほどの職員の研修に関することとしましては、職員の資質や公務能率の向上を図るため、国、県や関係機関へ職員を派遣するとともに、自治大学校研修や職務別研修など、各種研修を行っております。

昨年度は、企業が持つ知識、業務遂行の手法等を実務研修を持って取得するため、日刊スポーツ新聞西日本へ職員を新たに派遣したところがございます。

7ページをごらんいただきまして、職員の福利厚生及び健康に関することでは、職員福利厚生では、職員の健康管理のための健康診断や人間ドックを推奨するとともに、メンタルヘルスセルフケア研修を開催、メンタル相談のほか、健康診断とあわせて、ストレスチェックを行うなど、心身両面の健康保持、増進に努めてまいりました。

8ページをごらんいただきまして、4の熊本地震被災地への職員派遣に関することでは、昨年4月に発生いたしました熊本地震の被災地支援として、地震発生直後の短期職員派遣として延べ111名を、その後の復旧、復興のための中期派遣職員として6名を派遣したところがございます。

以上が、総務課の概要であります。決算の概要については課長から説明いたします。

**○委員長（帯田裕達）** 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○総務課長（平原一洋）** まず、歳出について説明させていただきますので、決算書の81ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、総務課分は、まず総務一般管理費で支出済み額は24億6,887万6,400円でございます。

備考欄の説明をさせていただきます。

事項、祁答院支所管内の出張所業務嘱託員等7名及び育児休業等の代替職員6名の報酬を初め、特別職3人分及び職員183名分の給与費及び社会保険料などの人件費、公務災害補償基金の負担金、人事給与システムオンラインシステム保守サービス委託ほか7件の委託料、鹿児島県市町村振興協会自治研修センター負担金ほか1件の負担金、資源エネルギー庁などへの人事交流に伴います職員6人分の人件費相当分の負担金が主なものでございます。

次に、83ページをお開きください。

中段でございますが、職員厚生事業費でございます。

支出済み額は1,628万4,431円でございます。主な支出としましては、産業医としてお願いしております福山医院の福山先生、それから、精神保健相談員としてお願いしているKメンタル

の岩川先生の報酬を初め、職員定期健康診断委託ほか22件の委託料、職員厚生会負担金ほか2件の負担金の支出が主なものでございます。

次に、飛びまして95ページをお開きください。

2款1項10目恩給及び退職年金費について、御説明させていただきます。

支出済み額は47万3,207円でございます。旧町村職員に対する旧恩給組合への市町村負担金となっております。

続きまして、飛んで177ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費についてでございます。総務課分は次ページ、179ページでございます。

熊本地震災害支援事業費のうち総務課分は、職員の時間外勤務手当が主なものとなっております。

なお、総務課におきましては、50万円以上の節間の流用はございませんでした。

次に、歳入について御説明させていただきます。決算書の63ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入でございます。総務課分は6,151万4,553円で、公務災害補償負担金や職員手当などの各種経費の返納金と県及び地方自治情報センター等への職員研修派遣に伴います派遣協定収入及び東日本大震災被災市町村派遣協定収入、熊本地震伊佐町派遣協定収入などが主なものとなっております。収入未済額はございません。

以上で、総務課に係ります歳入歳出決算の説明は終わらせていただきます。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 本会議でもいろいろ職員の厚生等に質問しましたから、あえてもう言いません。要するに、職員には消防局でも言ったんですけど、できるだけ研修の機会を与えて、やっぱり今後若い人たちが伸びていくためにはいろんなそういう研修部門も充実させながら、資質を上げていただくということが大きなポイントになる。ただ、そのことによって、職員採用した現場において、研修をする間、その間職場への影響とか、何かそういうのはありますか。

**○総務課長（平原一洋）** 職員の研修については御指摘のとおり、将来を担う職員等につきましては、やはりそういう資質の向上、それから、政策

能力の向上とか、いろいろな面でやはり切磋琢磨していただかなければならないというのは当然のことでございます、それに向けて総務課も人材育成基本方針の中でやはり研修のほうは進めているところでございます。

研修に行っている間のその現場の対応については、ここは短期間とかでございますので、あえてそこに対しての職員の補充というのはいたしてはおりませんけれども、やはり職員の自分たちもそのような研修も受けてきているはずですので、そういうことは御理解いただきながらカバーしていただけるものと思っております。

○総務部長（田代健一）短期の研修、長いもので自治大学校で1カ月程度、通常は1日、2日程度なものになりますけれども、それについては課長のほうから説明があったとおりでございます。このほかに長期の研修で国県、それから、被災地等への派遣も行っておりますが、その職員につきましては、定数が厳しい中ではございますが、年度当初の定数配置の中であらかじめ職員の長期派遣研修分については行政改革推進課と調整を行った上で派遣先のほうを決めているところでございます。

○委員（上野一誠）これは一応意見、要望でいいんですけど、例えば国の関係、県の関係とか、そこに行った職員は非常に力をつけて帰ってくるというのもあったり、また連携も必要になる。そういう職員の育成の計画もあるので、十分職員を育てる環境というのを更に今後もやっていただきたいということで、これは意見、要望として申し上げておきます。

○委員長（帯田裕達）意見、要望です。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

#### △秘書室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、秘書室の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）それでは、秘書室の概要を御説明いたします。

決算附属書の主要施策の成果のページは

10ページからになります。

秘書室は、市長並びに両副市長の秘書及び渉外業務を初めまして、式典、儀式、褒章及び交際に関する事務、市政に関する国会及び各省庁との総合的な連絡調整、市長会など各加入団体による国、県等への陳情、要望活動等を主な業務としておりまして、10ページから13ページまでに各実績等について記載しております。今後もこれまで以上に市長、両副市長の効率的で的確な行動日程や各種調整などに努めてまいりたいと考えております。

以上が、秘書室の概要であります。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○秘書室長（鬼塚雅之）平成28年度の決算概要について、説明いたします。

まず、歳出であります。

決算書の83ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち、秘書室の決算額は備考欄の秘書管理費1,079万1,026円であります。

秘書管理費においては、行政事務嘱託員報酬1人及び報酬に係る社会保険料のほか、市長賞や叙勲、褒賞受賞記念祝賀会に係る記念品代、市長会等の会議、各種行事、陳情・要望等に係る3役及び随行者の旅費、会議、慶祝等に係る交際費、市庁舎借上料、全国市長会分担金を初めとする加入団体負担金及び会議等出席負担金が主な支出でございます。

歳入については、秘書室は該当はございません。

1節50万円以上の不用額については、旅費が該当しております。不用額は57万9,490円です。理由は、臨時的に発生する状況等の旅費を市長、両副市長、随行者等、おおむね1回分を留保したことによるものであります。

なお、年間を通してホテルパック利用による経費削減に努めたところであります。

以上で秘書室に関する決算概要の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がりましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）市長の公務は非常に幅広くて、いろいろ大変だと思うんだけど、私もちょっと議長をしているときに、団体に呼ばれる会と

いうのはかなりあって、いわば大方副市長とか、それなりの代理が多くて、だから、団体からは非常に市長が来ていないという部分がかかなりあったと思うんだけど、それに市長に僕は直接言ったことがあるんだけど、やっぱり市民から見ると、できるだけ来てほしいというのがあるんだけど、そういう一つの職務を遂行していくに当たっては、大方いろいろなものがあるとはわかっての質問なんだけど、そういう意味では各種団体等の会について、現状をちょっと教えてください。

○秘書室長（鬼塚雅之）市長の公務、それから、両副市長の公務については、案内があったものについてはできるだけ市長、もしくは、副市長で対応するように努めているところであります。過去の案内の会合の状況であったりとか、そういったものも参考にしながら、バランスを考え、できるだけ最低でも何年かに一遍ぐらいは顔を出せるように、配慮はしているつもりではありますがけれども、どうしても公務が重なったりとかして出席できない場合もあります。できるだけ今上野委員がおっしゃったように、出席できるように秘書室としては考えております。

○委員（上野一誠）一応公務は重なる部分はあるんだろうけど、やっぱり旧4町4村あって、その間に仮に祁答院町に市長が年に何回行ったんだろうか、あるいは、市長が入来地域に何回行った、東郷、樋脇何回行った、そういうスタンスを考えたら、やっぱりここ川内部門が多いと思うわけ。だから、そういうのを見ると、やっぱり前も言ったんだけど、副市長が農業団体として副市長を動員したのであれば、副市長、あんだ、畜産の品評会ばかり行きよったって、なつてこないよという話をした。やっぱり現場にどう顔を出していくか。そういうことが行政の一つの農林水産業、何にしても顔を出していくことこそがやっぱり親交に当たって、そういう団体の皆さん方の理解を得られる行政となっているのではないか、そういう話もしたんだけど、だから、市長が忙しいのはわかっているんだけど、できるだけ秘書室としては日程調整の部分として、秘書室としてはそういう形を組めるようにやっていったほうがいい。それは僕は肌で感じているから。議長をやったときに、8対2だろうか、副市長代理、そんなぐらいに感じるの、それは団体は言うはず。それはかなりあるので、やっぱりそれはぜひ極力努力はし

てもらいたいということを申し上げたい。これは一応意見、要望じゃなくていいですから、一応そういう声があるということ。

○秘書室長（鬼塚雅之）わかりました。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。  
以上で、秘書室の審査を終わります。

#### △文書法制室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、文書法制室審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）それでは、文書法制室の概要を御説明いたします。

決算附属書の主要施策は、14ページからになります。

文書法制室は文書の送達、浄書等に関する事、議案、条例等の審査、調整、それから、固定資産評価審査委員会に関する事及び情報公開、個人情報保護等に関する事務を担当しております。

各業務に関する処理状況につきましては表のほうに記載してございます。

このほか、各課における行政問題に関しまして、法律的な解釈、考え方等の指導業務のほうも行っておるところでございます。

以上が文書法制室の概要であります。

○委員長（帯田裕達）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○文書法制室長（川畑 央）文書法制室所管にかかります平成28年度決算につきまして説明をいたします。

まず、歳出から御説明いたします。

決算書の83ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費の支出済み額1億4,749万1,710円のうち、文書法制室分は9,572万7,066円であります。

続きまして、1枚めくって、85ページをお開きください。

備考欄の上から8行目、丸印の上から三つ目のところでございます。文書行政一般事務費の主な内容になっております。8行目の郵便料は、文書の発送にかかわるもので、本庁及び支所からの発送分並びに本庁と支所間での使送分であります。

電子複写機等賃借料はコピー機や印刷機等のＯＡ機器の賃借料です。

続きまして、情報公開事務費でございます。

文書整理用ファイル・保存箱は、公文書管理用の紙ファイルと段ボール製の保存箱を購入したものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、２７ページをお開きください。

１４款２項１目総務手数料ですが、備考欄６行目、二つ目の米印が文書法制室所管分で、情報公開開示請求手数料で、株式会社等が開示請求をする際におさめるべき、１件につき１,０００円の手数料収入でございます。

続きまして、６３ページをお開きください。

２１款５項４目雑入の備考欄、真ん中より少し下から１８行目ですが、米印でいうと下から三つ目です、文書法制室所管分で、コピー代の実費収入金でございますが、情報公開にかかわるものと、情報公開請求によらない通常分の合計であります。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室の審査を終わります。

#### △財産活用推進課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、財産活用推進課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○総務部長（田代健一）** 財産活用推進課の概要を御説明いたします。

決算附属書の主要施策の成果説明書は２０ページからになります。

財産活用推進課は、薩摩川内市民まちづくり公社に関する事務を含め、公有財産の事務統括、庁舎、公用車の維持管理などのほか、指定管理者制度の総合調整も行っております。

まず、１の薩摩川内市民まちづくり公社につきましては、昨年同様、川内文化ホールを初め、１３９の施設管理を行うとともに、生涯学習の推進と福祉の向上に寄与する事業を実施してまいりました。

２の財産管理費では、平佐町宅地１,３６４万円のほか、宮里町宅地を初め、普通財産の土地３１筆、１９件、４,６００万円を売却いたしました。分譲団地につきましては、田代ニュータウン３区画、大村団地１区画を売却しております。

公有財産の適正な管理につきましては、公有財産利活用基本方針に基づき、処分財産としての１６５施設の処分を所管課とともに取り組んでおります。また、公共施設マネジメントの取り組みとして、公共施設再配置計画及び公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

３の庁舎管理費では、庁舎の維持管理のための修繕、工事や保守管理等の委託を行っております。庁舎の耐震化については、祁答院支所庁舎耐震改修工事を実施いたしました。参考までに本年度は東郷支所、里支所庁舎の耐震改修工事を行っております。

４の現年公用・公共施設災害復旧事業費では、地震被害による本庁舎のエキスパンションジョイント等の修繕工事を実施いたしました。

以上が、財産活用推進課の概要であります。

**○委員長（帯田裕達）** 次に、決算内容について当局の説明を求めます。

**○財産活用推進課長（橋口 堅）** 決算書について御説明をいたします。

まず、歳出について御説明いたします。

決算書の８３ページをお開きください。ページ下側のほうでございます。

２款１項１目一般管理費のうち、財産活用推進課分は、市民まちづくり公社費運営補助金２億４,５２３万９,６３８円です。不用額が１,２５０万３,３６２円ですが、清算に伴います不用額でございます。

次に、８７ページをお願いいたします。

２款１項５目財産管理費のうち、財産活用推進課分は支出済み額６億９,７１０万５,９４０円です。

主な支出内容ですが、財産一般管理費の財産活用推進課分は、行政事務嘱託員及び建築士業務嘱託員の報酬と公共施設再配置計画策定業務委託ほか５８件の委託料、旧市比野中学校体育館解体工事ほか１１件の工事請負費、市有施設保全基金積立金等が主なものでございます。

３行飛びまして、車両管理費につきましては、車両管理業務嘱託員及び運転業務嘱託員の報酬等、

公用車１０台ほか３件の備品購入費、薩摩川内地区安全運転管理協議会年会費ほか６件の負担金が主なものでございます。

続きまして、９５ページをお願いいたします。ページ下側の部分でございます。

２款１項１１目庁舎管理費は、支出済み額２億５,６９０万４,３８８円です。

主な支出内容ですが、機械室補助業務嘱託員の報酬等、本庁・支所庁舎宿日直警備及び駐車場整理業務委託ほか４１件の委託料、備考欄は次のページになりますが、本庁舎非常灯取りかえ工事ほか２７件の工事、事務机１０台ほか８件の備品購入、薩摩川内市防火管理協会会費ほか６件の負担金が主なものでございます。

次に、２０７ページをお開きください。ページの中ほどでございます。

１１款４項１目現年公用・公共施設災害復旧費ですが、財産活用推進課分は支出済み額１２０万９,６００円です。昨年の熊本地震により損壊しました本庁舎エキスパンションジョイントの内側部分の修繕工事費でございます。不用額については、一般賃金、修繕料、それから、使用料及び賃借料につきましては、工事請負費で対応したために執行しませんでした。

なお、以上説明をいたしました歳出執行に当たり、５０万円以上の予算流用で対応しました状況について説明をいたします。

別冊の議会資料、５０万円以上の節間流用一覧の１ページをお願いいたします。

財産活用推進課分は、１番から４番までの４件でございます。

まず１番は、市長室の天井等の老朽化によるふぐあいを修繕するため、事項、庁舎管理費の１３節委託料から同事項１５節工事請負費に１２８万６,０００円予算流用し、予算執行いたしました。市長室は内外のお客様をお迎えする部屋でもあります。雨漏りによる天井、壁、絨毯にしみが広がり、天井、照明器具のカバーが外れ落下するおそれがありました。

２番は、本庁会議室備品に破損等が多いことから新調し、また、エンジェルワゴン導入の市民要望に対応するため、事項、庁舎管理費の１３節委託料から同事項１８節備品購入費に２４７万２,０００円を予算流用いたしました。

なお、本庁会議室備品につきましては、６階の

会議室用の長机と椅子が破損により大幅に不足をしており、早急に対応しなければ会議に支障を来すために、椅子１００脚、机３０台を購入する予定でしたが、その後、組織再編によりまして、６０２会議室が執務室となり、その机や椅子が使用できたことと、総合防災センターの会議室の有効活用が図られることになったことから、結果として購入をせずに執行残となっております。

３番は、市長室の壁等工事にあわせ、老朽化した備品を新調する必要があるために、庁舎管理費の１３節委託料から同事項１８節備品購入費に２９１万円予算流用し、予算執行いたしました。庁舎建設以来約４０年間、歴代の市長が使用しておりました市長の机や書棚等につきまして、老朽化により机の天板や引き出しが壊れており、書棚も今のＡ４サイズのものではなく、Ｂ版仕様で使い勝手が悪く、秘書から書棚を持ち込んでいた状況でございました。

４番は、本庁、各支所庁舎の建物、設備につきまして、老朽化に伴い、予期せぬ突発的なふぐあいが多発し、早急に改善する必要があるため、事項、庁舎管理費の１３節委託料から、同事項、１１節需用費修繕料に６４４万６,０００円流用し執行いたしました。内容としましては、トイレのドア、自動ドア、窓ガラス、空調、電気設備、浄化槽等の修繕工事などでございます。

以上が、５０万円以上の節間流用の対応状況でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

決算書の１５ページをお願いいたします。ページの下側の部分でございます。

１４款１項１目総務使用料のうち、財産活用推進課分は、行政財産使用料１１２万２,１９０円で、土地改良区事務所等に対する行政財産使用料でございます。

次に、２７ページをお願いいたします。ページの上側でございます。

１４款２項１目総務手数料のうち、財産活用推進課分は、諸証明手数料１,５５０円で、保管場所使用承諾証明書発行に伴う手数料でございます。

次に、３１ページをお開きください。ページの一番下でございます。

１５款２項１目総務費補助金のうち、財産活用推進課分は、備考欄は次のページになりますが、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金

2,139万1,000円で、祁答院支所庁舎耐震改修工事に対する補助金で、補助率は100分の33以内でございます。

51ページをお願いいたします。ページの下側のほうでございます。

17款1項1目財産貸付収入のうち、財産活用推進課分は、貸家料（自動販売機設置分）から貸地料までの4項目で、株式会社イワモト等への貸家料、ポリテクカレッジ川内等への土地の貸付料が主なものでございます。

不納欠損額はございませんが、収入未済額が29万170円です。そのうち、26万1,120円は、旧野下小の教職員住宅を東京のスポーツウェア製造会社に貸し付けておりましたが、業績不振により連絡がとれない状況となり、滞納となったものでございます。残りの2万9,050円は、樋脇町向湯団地によります集落移転事業の貸地料が収入未済となっているものです。

53ページをお開きください。ページの一番下でございます。

17款1項2目利子及び配当金のうち、財産活用推進課分は、株式配当金収入50万7,215円で、南日本放送の株式配当金等が主なものです。

次のページになりますが、市有施設保全基金利子収入176万408円です。

同じく55ページでございます。ページ下側です。

17款2項1目不動産売却収入は5,896万9,023円で、普通財産19件及び分譲地4区画の土地売却収入でございます。

17款2項2目物品売却収入のうち、財産活用推進課分は、備考欄は次のページになりますが、物品売却収入1,584万1,800円ですが、船舶2隻の売却収入及び廃棄となった公用車10台分の売却収入でございます。

次に、59ページをお開きください。ページ中ほどでございます。

19款1項60目市有施設保全基金繰入金として5億3,412万円を繰り入れ、川内クリーンセンター管理費等へ充当いたしました。

63ページをお開きください。ページの下側でございます。

21款5項4目雑入でございますが、財産活用推進課分は、庁舎案内板広告掲載収入から65ページの一番上、自動車損害災害共済金までの12項

目です。

77ページをお開きください。ページの中ほどでございます。

21款5項5目違約金及び延滞利息であります。が、財産活用推進課分としましては、収入未済309万円があります。これは、大村高校跡地売買契約解除に伴う違約金でございます。

373ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

まず、公有財産の土地及び建物についてです。

一番下の行の総計欄をごらんください。

土地につきましては、決算年度末現在高9,598万6,402平米、建物につきましては、同じ行の右のほうの欄であります。が、決算年度末現在高63万7,597.4平米でございます。

次の374ページは山林、動産及び物産についての決算年度末現在高の状況でございます。

次に375ページにつきましては、有価証券の決算年度末現在高の状況です。財産活用推進課分は3件で、1行目の株式会社みずほフィナンシャルグループ58万3,000円、株式会社南日本放送338万5,000円、2行飛びまして、株式会社南日本銀行13万5,650円です。

376ページは、出資による権利関係の決算年度末現在高の状況です。財産活用推進課分は下から5番目、薩摩川内市民まちづくり公社出捐金5,000万円であり、決算年度中の増減はございません。

次の377ページにつきましては、無体財産権の決算年度末現在高の状況でございます。

378ページは重要物品についての現在高調べでございます。

379ページにつきましては、債権についての決算年度末現在高の状況でございます。

380ページは特定基金の状況です。財産活用推進課分としましては、上から3番目、市有施設保全基金が年度中に3,950万7,000円増加しまして、決算年度末現在高は28億3,989万6,000円となっております。

381ページは運用基金についてです。基金全体としましては、年度中に7億8,098万8,283円増加し、決算年度末現在高は225億301万1,994円となっております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 節間流用を教育委員会で申し上げたんですけれども、1から4、財活の所管する分、ここらは急に必要性がある部分、どうしても必要な部分、そういう節間流用というのは当然だと思うんですが、こういうのは全部当初予算でもきちっと位置づけられる背景じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

**○財産活用推進課長（橋口 堅）** 大変財政状況が厳しい中、できる限り当初予算、補正予算で予算確保をするよう努力はしているんですけれども、なかなか例えば修繕料につきましては、本庁、支所庁舎がかなり老朽化をしております。本庁の場合は築40年、支所の場合はほとんどが築年数が50年を超えておりまして、毎日のようにいろんな施設のふぐあいがございます。ほとんどの場合は職員、嘱託員が対応しておりますが、どうしても職員で対応できない部分がございます、その場合、補正でちょっと間に合わない部分等もございまして、流用ということになってしまいうところでございますが、今後はできる限り当初予算、補正予算で確保する努力をし、また、流用することになっても、できる限り財政課、それから、上司とよく相談の上、適切な対応をとっていきたいと考えております。

**○委員（上野一誠）** 全体的にこの節間流用はいえるんですけど、どこも同じスタンスだなと思うんですけど、だから議会側から見ると、お金が余ったらそれなりに補正で処理をして、そして、改めて提案するというのが議会軽視に当たらない、あるいは、それがルールなんじゃないかというのが私はいえると思うんです。ですから、そういうことは今後、しっかりとやってもらいたいという部分があって、矢野監査委員が来ているので、監査の立場から、やっぱりこういう流用のあり方、認めているんだということだけじゃなくて、監査委員として何かこういう流用のあり方について、どういうふうにお思いですか。

**○監査委員（矢野信之）** ただいま節間流用の件について監査委員としてどういうふうに思うのかということでございました。監査につきましては、監査自体が予算流用後に執行された財務書類やそのほかについて行う形でございます。予算流用は予算措置の一つでございまして、監査委員が予算

流用の適否について判断するものではないと考えているところでございます。

**○委員（上野一誠）** 全てを監査されるわけですので、何に使ったどうかということを聞いているんじゃないけど、こういう取り扱い上はやっぱり当然監査としても御意見は持たれるべきだというふうに思うけど、それは自分たちが監査として口を出せない部分だと、そういうお考えであれば、もうそれ以上のことは言えないんだけど、やっぱり運用上、いろんなことを御指摘されています。ですから、そういう意味では、監査で当然それに御意見があるのかなと思って聞いておりましたけど、今の意見でわかりました。

使ったことにどうかというんじゃないけども、それは当然必要性があるからなんだけど、これは財務も含めて、やっぱり今後、そういうことは総務部を軸にやっていかれないと、非常に議会から見ると、当初予算とは何ぞや、当初予算の意義がありません。我々はどういう形でこれを認めて、本当にどこに使われていくのかと。議会から見ると、余ったらもう適当にやりくりをされていかれるということは節の部分というのは見えてこないんです。そうすると、議会という立場が最終的に決定するに当たっては、やっぱり当初予算を正直この形で、目的を持って執行されていかれるであろうという思いがありますから、実際でも使われ方が全然違う部分に使われたりしているので、やっぱり透明性を欠く意味では今後そういうことは十分研究をされて、より議会と当局の信頼性が得られるように、これはここだけじゃない、全課で部長を軸にやってください。これはもう最後に言おうと思ったけど、意見、要望にもなるけど。

**○総務部長（田代健一）** ただいま監査委員の御意見もいただきましたけれども、今回の決算審査における監査委員からの御質疑の中で、財産活用推進課所管の予算に係る決算につきまして、今回表で出しました流用に関連しまして二つほど御意見のほうをいただいたところでございます。

一つは、先ほど課長のほうから説明いたしましたけれども、流用を行って備品購入をしようとしたものについて、結果、購入の必要がなくなったとか、購入できなかったということで、多額の執行残が他の入札残も含めて出てしまったという点が1点です。これは、財務の実務提要等にも載っておりますとおり、流用については最低限の

額ですべきであるということで、その流用の執行の見通しについて若干甘かった点があったということで、財政当局のほうも反省いたしているところでございます。

それから、もう一点につきましては、備品購入費にも含みます市長室の改修工事につきまして、老朽化の認識はあったものの、結果といたしましてぎりぎりまで対応せず、流用せざるを得なかったということでございます。今後はこのようなことがないように、できるだけ適時に予算措置するように心がけるとともに、やむを得ず流用をしなければならない場合につきましても、必要性、それから、その額について精査をした上で厳密な執行をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課の審査を終わります。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△閉 会

○委員長（帯田裕達）本日の委員会はこれで延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は、25日午前10時から第2委員会室で開会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 今塩屋 裕 一